第204回定時株主総会 株主総会参考書類 (別冊)

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式の募集事項 の決定の委任の件

ユニチカ株式会社

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループが行う事業の範囲を明確化するため、当社子会社が行う事業を定款 第2条(目的)に追加いたします。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式(以下「本種類株式」といいま す。) 並びにC種種類株式に付された金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求 権が行使された場合に発行されるD種種類株式の発行を可能とするために、新たな 種類の株式としてA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式を 追加し、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式に関する規 定を新設し、その他所要の変更をするものです。本種類株式を発行する理由につき ましては、第2号議案「第三者割当による募集株式の募集事項の決定の委任の件」 をご参照ください。
- (3) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役 及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、 社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定 を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(<u>下線</u> 部分は変更箇所)
現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的)	第2条(目的)
本会社は次の事業を営むことを目的とす	本会社は次の事業を営むことを目的とする。
る。	
1. 次の各製品及びこれらの原材料、副製	1. 次の各製品及びこれらの原材料、副製品の製
品の製造、加工及び売買並びに輸出入	造、加工及び売買並びに輸出入
(1) ~(4) (条文省略)	(1) ~(4) (現行どおり)
(5) ガラス繊維その他のガラス製品	(5) ガラス繊維その他のガラス製品 <u>及びこれら</u>
	の関連製品
(6) ~(9) (条文省略)	(6) ~(9) (現行どおり)
2. ~ 3. (条文省略)	2. ~3. (現行どおり)
4. 倉庫業	4. 倉庫業及び貨物利用運送事業
5. 保健、体育、医療等に関する施設及び	5. 保健、体育、医療等に関する施設 <u>、文化施設、</u>
飲食店の経営	<u>ショッピングセンター</u> 及び飲食店の経営
6. ~13. (条文省略)	6. ~13. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第6条(発行可能株式総数)	第6条(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総
	<u>数</u>)
本会社の発行可能株式総数は	本会社の発行可能株式総数は1,786,000,000株と
1,786,000,000株とする。	し、本会社が発行することのできる各種類の株式
	<u>の発行可能種類株式総数は次のとおりと</u> する。
	<u> </u>
	<u>A種種類株式</u> <u>21,740株</u>
	<u>B 種種類株式</u> <u>5,759株</u>
	<u>C種種類株式</u> <u>10,000株</u>
	<u>D種種類株式</u> <u>3,100株</u>
第8条(単元株式数)	第8条(単元株式数)
<u>本会社</u> の単元株式数は1,000株とする。	普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類
	株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の単元株式数は1株とする。
(新設)	株式の単元株式数は1 株と 9 る。 第 2 章の 2 種類株式
(新設)	第13条の2 (A種種類株式)
(1/11/12/)	本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとお
	りとする。
	 (剰余金の配当)
	1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基
	準日として剰余金の配当をするときは、当該
	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録され
	たA種種類株式を有する株主(以下「A種種
	類株主」という。)又はA種種類株式の登録
	株式質権者(A種種類株主と併せて以下「A
	種種類株主等」という。) に対し、第13条の
	7第1項に定める支払順位に従い、A種種類
	株式1株につき、次号に定める額の金銭によ
	る剰余金の配当(かかる配当により支払われ
	る金銭を、以下「A種優先配当金」とい
	う。)を行う。なお、A種優先配当金に、各 A種種類株主等が権利を有するA種種類株式
	A性性類体主寺が惟利を有りるA性性類体式 の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる
	ときは、当該端数は切り捨てる。

現	行	定	款	変	更	案
				(2) A種種	種類株式1株当たり	のA種優先配当金
				の額は、	以下に定めるとお	りとする。除算は
				最後に行	テい、円位未満小類	数第2位まで計算
				し、その)小数第2位を四捨	五入する。
				(a) 1, 0	00,000円(以下、	本条において「払
				<u>込金額</u>	質相当額」という。) に、1.20%を乗
				じて第	軍出した額の金銭に	ついて、当該剰余
				金の酢	2当の基準日の属す	る事業年度の初日
				<u>(但し</u>	当該剰余金の配当	の基準日が平成27
				年3月	末日に終了する事	業年度に属する場
				合は、	A種払込期日 (A	種種類株式が最初
				に発行	亍された日をいう。	以下同じ。))
				(同日	1を含む。) から当	該剰余金の配当の
				基準日	1 (同日を含む。)	までの期間の実日
				数につ	つき、1年を365日	(但し当該事業年
				度に世	目日を含む場合は30	66日) として日割
				計算に	こより算出される金	額とする。但し当
				該剰余	☆金の配当の基準日	の属する事業年度
				<u>中の、</u>	当該剰余金の配当	の基準日より前の
				日を基	長準日としてA種種	類株主等に対し剰
				余金を	と配当したときは、	A種種類株式1株
				<u>当たり</u>	のA種優先配当金	の額は、その各配
				<u>当にま</u>	iけるΑ種優先配当	6金(但し本号(b)
				に従っ	ってA種優先配当会	金を計算したとき
					×(a)に従い計算さ	
				金の額	質の剰余金の配当が	
				<u>なす。</u>)の合計額を控除	した金額とする。

	つらず、当該剰余金の配
当の基準日(以下、	
	、本条において「配当基
進日」という。) (の翌日(同日を含む。)
から当該剰余金の	配当が行われる時点まで
の間に本会社がA	種種類株式を取得した場
合は、配当基準日	を基準日として行うA種
優先配当金の額は	、本号(a)に従って計算
される額に、当該	剰余金の配当が行われる
時点の直前におい	て発行済みのA種種類株
式(本会社が有す	るものを除く。以下本
<u>(b)</u> において同じ。)の数を当該配当基準
日の終了時点にお	いて発行済みのA種種類
株式の数で除して	得られる比率を乗じて得
られる金額とする。	<u> </u>
(3) 本会社は、A種種	類株主等に対しては、A
種優先配当金の額	を超えて剰余金の配当を
行わない。但し本	会社が行う吸収分割手続
<u>の中で行われる会</u>	社法第758条第8号口若
しくは同法第760名	条第7号ロに規定される
剰余金の配当又は	本会社が行う新設分割手
続の中で行われる	同法第763条第12号口若
しくは同法第765名	条第1項第8号ロに規定
される剰余金の配	当についてはこの限りで
<u>はない。</u>	
<u>(4)</u> ある事業年度に属	する日を基準日としてA
種種類株主等に対	して行われた1株当たり
の剰余金の配当の	不足額は、翌事業年度以
降に累積しない。	

ī				1		
現	行	定	款	変	更	案
				(残余財産の分配)	_	
				2. (1) 本会社は、	残余財産を分	配するときは、A
				種種類株主等	等に対し、第13	条の7第2項に定
				める支払順位	なに従い、A種	種類株式1株につ
				き、払込金額	質相当額に、第	豚(3) 号に定める日
				割未払優先配	己当金額を加え	た額(以下「A種
				残余財産分配	配額」という。) の金銭を支払
				<u>う。なお、A</u>	A種残余財産分	配額に、各A種種
				類株主等が格	雀利を有する A	種種類株式の数を
				乗じた金額に	こ1円未満の	<u> </u>
				は、当該端数	女は切り捨てる	0
				(2) A種種類核	k主等に対して	は、前号のほか、
				残余財産の分	分配は行わない	<u> </u>
				(3) A種種類核	<u>株式1株当たり</u>	の日割未払優先配
						が行われる日(以
				下、本条にま	3いて「分配日	」という。) の属
				する事業年度	まにおいて、分	配日を基準日とし
						なされたと仮定し
						に従い計算される
					á金相当額とす	<u>る。</u>
				(議決権)_		
				3. A種種類株主に	•	
				を除き、株主総会		
				(普通株式を対価と		
				4. (1) A種種類核		
						次号に定める数の
						いて「請求対象普
						と引換えに、その
				11 / 1 / 1		又は一部を取得す
						下、本条において
					付価取得請求」	
				<u> </u>		該普通株式対価取
						を取得するのと引
				· · · · · · · · · · · · · · · · ·		囲内において、請
						種種類株主に対し
				て交付するも	<u>」のとする。</u>	

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係ろ A種種類株式の数に、A種残余財産分別管理で得られる数をする。な まで、本号においては、第2項第(3)号に定める日割末払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割末払優先配当金額を計算する。また、普通株式が価取得請求が協力を生じた日」と読み替えて、日割末払優先配当金額を計算する。また、普通株式が個取得請求に係る A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て多ものとし、この場合においては、会社法第67条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 取得価額は、当初、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「当初取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WWP」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WWP」という。)のは自当する額(以下、本条において「当初取得価額」という。)とする。但し当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額は当初下限取得価額とするなお、当初取得価額は当初下限取得価額とするなお、当初取得価額は当初下限取得価額とするなお、当初取得価額は当初下限取得価額とするなお、当初取得価額は当が可以取得価額は当前で取り得価額に対する目をには、当初取得価額は当前で取り得価額とする。なお、当初取得価額は当前で取り得価額に対する目をには、当初取得価額は当前で取り得価額に対する目のでは、当初取得価額は当がでは対する目のでは、当に対して本会社である。「取引日」とは、東京証を開けにないて本会社である。「取引日」とは、東京証を開けにおいて本会社である。「取引日」とは、東京証を記述される日をいい、WWP が公表されない日は含まないものとし、以下
同様とする。

現	行	定	款	変		更	案
				(4) 取	得価額は、	平成33年	1月31日(同日を含
				む。)以降、領	毎年1月末	日及び7月末日(当
				該日	が取引日	でない場合	合には翌取引日とす
				る。	以下、本组	条において	「取得価額修正日」
				とい	う。) にお	おいて、各	取得価額修正日に先
				立つ	連続する3	30取引日(.	以下、本号において
				「取	得価額算足	定期間」と	いう。) の東京証券
				取引	所が発表"	する本会社	の普通株式の普通取
				<u>引の</u>	VWAPの平均	匀值 (円位:	未満小数第2位まで
				-			を四捨五入する。な
					- V-1 4 II 10 13	71 74 77 77 1	に次号に規定する事
				-			APの平均値は次号に
				<u>準じ</u>			断する値に調整され
				<u>る。</u>	, , , , , , , , , , , ,	, _ ,, ,, ,, ,,	正され(以下、かか
							条において「修正後
							修正後取得価額は同
					り適用され		修正後取得価額が当
				<u> </u>		50%に相当 で第41	する金額(円位未満 その小数第2位を四
					<u>(第 2 位 ま</u> [入 す る 。)		(6)号の調整を受け
				711	-, -, -, ,		価額のうちいずれか
					<u>/ 人はヨ1</u> ·方の金額		条において「下限取
				得価			回る場合には、修正
						<u>ノ。 / セー</u> 下限取得価 ^を	
				<u> </u>	-1-4 lmi bV/100	. 1×-1×14 mm	200

現	行	 定	款	変	更	 案			
				(5) 取得価額	の調整				
				(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、					
				それぞれ以下のとおり取得価額を調整す					
				<u> </u>	[以下のとわり]	以付価観を調整り			
					5件式につき件式	の分割又は株式無			
						次の算式により取			
				-		お、株式無償割当			
						式における「分割			
				-		は「無償割当て前			
						しその時点で本会			
				2-11-0	自虚体の数(E 				
						式数」は「無償割			
						数(但しその時点			
						る普通株式を除			
					」とそれぞれ読				
				<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> <u>取得価額</u> >	分割前発行済 <u>普通株式数</u> 分割後発行済 普通株式数			
				調整後	取得価額は、株	式の分割に係る基			
				準日の	翌日又は株式無	償割当ての効力が			
				生ずる	日(株式無償割	当てに係る基準日			
				<u>を定め</u>	た場合は当該基	準日の翌日) 以降			
				<u>これを</u>	·適用する。				
				② 普通	通株式につき株 式	式の併合をする場			
				<u>合、次</u>	ての算式により、	取得価額を調整す			
				<u>る。</u>					
				<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> <u>取得価額</u> >	併合前発行済 普通株式数併合後発行済 普通株式数			
					:取得価額は、株 日以降これを適	式の併合の効力が 用する。			

				T .		
現	行	定	款	変	更	案
					本号(d)に定める普通	
					時価を下回る払込金額	
				<u> </u>	を発行又は本会社が位	
						[無償割当ての場
				<u>台</u>	to the transfer of the total or a	
					株式若しくは新株予約 社債に付されたもの。	
				1	社債に付されたもので おいて同じ。) の取行	<u> </u>
				<u> </u>	株式を目的とする新	<u> </u>
					る場合又は合併、株式	
				I	分割により普通株式	
				<u>-</u> 除	く。)、次の算式(」	以下、本条におい
				て	「取得価額調整式」。	という。) により
				取	得価額を調整する。E	取得価額調整式に
				<u>お</u>	ける「1株当たり払i	込金額」は、金銭
				<u>以</u>	外の財産を出資の目	的とする場合に
				<u>は</u>	·	7 11-10 1 - 7 - 0 17 4
				<u></u>	後取得価額は、払込其	77 T. CJF (10 2 7 7 7 1 1 4 C
				-	めた場合には当該払う	
				I		への割当てに係る
				<u></u>	準日を定めた場合は	
				<u>下</u>		<u>:主割当日」とい</u> を適用する。な
				<u>ノ</u> お	0 /	<u> </u>
				<u> </u>	場合には、次の算式に	
					行する普通株式の数	
				会	社が保有する普通株式	式の数」、「本会
				社	が保有する普通株式の	の数」は「処分前
				12	おいて本会社が保有	する普通株式の
				<u>数</u>	」とそれぞれ読み替え	<u>える。</u>
						新たに発行する
						<u>普通株式の数</u> ×
					_(発行済普通株式	1株当たり 払込金額
					<u>数-</u> 本会社が保有する	+ <u>払込金額</u> 普通株式 1 株
				調整後 調整	普通株式の数)	当たりの時価
				取得価額=取得	(2017) 12/24	-本会社が保有する普 この数)
						への <u>級)</u> でる普通株式の数

現	行	定	款	変	更	案
				④ 本:	会社に取得をさせ	ることにより又は
				本会	社に取得されるこ	ことにより、本号
				(d) 13	に定める普通株式	1株当たりの時価
				を下	回る普通株式1株	当たりの取得価額
				<u>をも</u>	って普通株式の交	付を受けることが
				<u>でき</u>	る株式を発行又は	処分する場合(株
				式無	償割当ての場合を	含む。)、かかる
				株式	の払込期日(払込	期間を定めた場合
				には	当該払込期間の最	終日。以下本④に
				<u>おい</u>	て同じ。)に、株	式無償割当ての場
				<u>合に</u>	はその効力が生ず	さ日 (株式無償割
				<u>当て</u>	に係る基準日を定	めた場合は当該基
				進日.	2 2 1 1 0 1 1 2	.,,
				<u>た株</u>	主割当日がある場	合はその日に、発
				行又	は処分される株式	の全てが当初の条
						が交付されたもの
				- 		整式において「1
						してかかる価額を
					して計算される額	
					する。調整後取得	
						割当ての場合には
				I	<u>効力が生ずる日の</u>	
						はその日の翌日以
						上記にかかわら
						される普通株式の
						定していない場合
				l	調整後取得価額は	
						処分される株式の
				-		時点の条件で取得
					普通株式が交付さ	
					<u>出するものとし、</u> の翌日以降これを	
				/こ日	<u>い立日以降し</u> 礼を	週用 9 る。_

行使に際して出資される財産(金の財産を出資の目的とする場合に該財産の適正な評価額とする。以において同じ。)の合計額が本秀定める普通株式1株当たりの時価る価額をもって普通株式の交付をことができる新株予約権を発行す(新株予約権無償割当ての場合は力が生ずる目(新株予約権無償割当ての場合において同じ。)に、素割当日がある場合はその日に、発る新株予約権全でが当初の条件でれ又は取得されて普通株式が交付ものとみなし、取得価額調整式に「1株当たり払込金額」として当1株当たりの新株予約権の打使に際して出資されの普通株式が支付をのとみなし、取得価額調整式に「1株当たりが新株予約権の行使に際して出資されの普通株式1株当たりの価格の合使用して計算される額を、調整後取得価額は、が株予約権の割当日の翌日以降、新権無償割当ての場合にはその効力る日の翌日以降、新権無償割当ての翌日以降、下、新権による。ま記にかかわらず、取得又は際して交付される普通株式の対価	当約銭は下兄を受る合日そ当準た行行さお通額る計取か株がが適行が調に初株る日取子した権以、本の下け場をにのて日株さ使れい株と財額得る予生あ用使上整おの式も以得会てりの外当⑤に回る合含、効に。主れさたて式 新産を価新約ずるすに記後い条がの降価社ス

現	行	定	款	変	更	案
				(b) 本号(a)に掲げた事由!	こよるほか、本(b)
					のいずれかに該	
				本会社に	はA種種類株主等	に対して、あらか
				じめ書面	fiによりその旨並	びにその事由、調
				整後取得	骨価額、適用の日	及びその他必要な
				事項を追	通知した上、取得	価額の調整を適切
				<u>に行うも</u>	のとする。	
				 合併 	并、株式交換、株	式交換による他の
				株式会	会社の発行済株式	の全部の取得、株
				式移車	云、吸収分割、吸	収分割による他の
				会社が	ぶその事業に関し	て有する権利義務
				の全音	『若しくは一部の	承継又は新設分割
					りに取得価額の調	整を必要とすると
				<u> </u>		
						き事由が2つ以上
						の事由に基づく調
					V 14 10-10 1 21 1 1	に当たり使用すべ
						事由による影響を
					「る必要があると	
				(3) ZO		株式数(但し本会
					R有する普通株式	77 7
						<u>を生ずる事由の発</u> 調整を必要とする
				生た。		神雀と仏安とりる
					_	て計算が必要な場
					 位未満小数第2	
					52位を四捨五入	
						<u>/ 0。</u> する普通株式1株
						取得価額を適用す
						取引日の東京証券
						の普通株式の普通
					WAPの平均値とす	
						し計算を行った結
				果、調惠	を後取得価額と調	整前取得価額との
				差額が0	.1円未満にとど	まるときは、取得
				価額の調	関整はこれを行わ	oない。但し本(e)
				により不	要とされた調整	は繰り越されて、
				その後の)調整の計算にお	いて斟酌される。

現 行 定 款 変 更 案 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」と下限取得価額についても、「取得価額」と下限取得価額についても、「取得価額」と下限取得価額についても、「取得価額」に誘み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 (企銭を対価とする取得請求権) 5. A種種類株主は、平成30年7月31日以降、(i) 平成30年7月31日以降、可日を含む。)まずの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日においてく、種種類株式及びり種種類株式のいずれについて、発行済株式(発行会社が有するものを除く。)に有いまた。(ii) 平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a) 分別可能額(会社が第4)案の2項にの日を償還請求日とする場合は、(a) の目の経費を配額(第13条の4第2項第(1)号に定義される。以下同で、) から、(b) 当該償還請求日に発行済みの全てのC種種類株式(発行会社が有するものを除く。)に日種残余財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義される。以下同で、D種種類株式(発行会社が有するものを除く。)に日種残余財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義される。以下同し、) を乗じた額(以下、本条において「億週請求日の30取引目前までに本会社に対して、の10番類という。)が正の値であるときに限り、毎月15日(当該日が取引日でない場合に対取取引日という。)を領定請求が効力を生じる日(以下、本条において「億週請求日の金額の定けと引換えに対して、金銭の交付と引換えて、対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金額を割する。とと表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交付と引換をして表金社に対して、金銭の交替のであるとし、本会社に対して、金銭の交替のであるとし、本会社に対して、金銭の交替のであるとし、本会社に対して、金銭の交替のであるとし、本会社に対して、金銭の表を表を表を表を表を表を表を表を表を表を計算する。 「とおいては、第2項第(3)号に定める目割未も優先配当金額を計算でものを考えて、日割来も優先配当金額を計算でより記述を報を計算である。 本述においては、第2項第(3)号に定める目割未も優先配当金額を計算する。 本述を記述を書を計算する。 本述を記述を書を計算する。 本述を記述を書を書を書を表を表を表を表を表で、日割来も優先配当金額を計算する。							
会には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」を「下限取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」を行う。 (金銭を対価とする取得請求権) 5. A種種類株主は、平成30年7月31日以降、(i) 平成30年7月31日以降、(j) 平成30年7月31日以降平成32年7月30年(設下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式、発行会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、また。(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、3分配可能額(金社装第461条第2項にめる分配可能額をいう。以下同じ。)から、(b)当該償還請求日に発行済みの全てのC種種類株式、発行会社が有するものを除く。)にC種残金財産分配額(第13条の4第2項第()号に定義される。以下同じ。)を乗じた額及び(c)同目に発行済みの全てのD種種類株式、発行会社が有するものを除く。)にC種残金財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義される。以下同じ。)を乗じる財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義される。以下同じ。)を乗じた額(以下、本条において「債還請求日、)を優別ま水が効力を生じる日(以下、本条において「債還請求日の30取引日前までに本会社に対して、債還請求日の30取引日前までに本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の数にA種のでは、第2年のでは、第	現	行	定	款	変	更	案
においては、第2項第(3)号に定める日割未払優 先配当金額の計算における「残余財産の分配が行 われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読	現	行	定	款	会にはい及前 価類 7 で 3 及 0 発 で 1 を 4 対 3 の る 3 種 7 と 4 対 3 の る 3 種 7 と 4 対 3 の る 3 種 7 と 7 ま す 式 3 と 7 と 7 ま す 3 で 3 及 0 発 7 と 7 ま す 3 で 3 と 7 ま す 3 で 3 と 7 ま す 3 で 3 と 7 ま す 3 で 3 と 7 ま す 3 で 3 を 4 を 4 が 3 で 3 を 4 が 3 で 3 を 6 が 3 で 3 を 6 が 3 で 9 に 5 で 4 を 6 が 3 で 9 に 5 で 9 に 7 で 9 に 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7 で 9 に 7	限取得価額及び 、「取得価額及び 、「取得価額」 、「取得価額」 、「取限取用して る取得請求権) には、平平成30年7 日以降償当類株す。 、「同日は種類が有り、ま日生産のででは、 、「同日は、では、では、 、「同日に、では、では、 、「の日では、では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日では、 、「の日でなり、 、「のも、 、	当初下下下院の場合では、 日本では、
					11 11 A 1	52項第(3)号に対	E める日割未払優
					われる日」及び	「分配日」を「位	賞還請求日」と読

				T		
現	行	定	款	変	更	案
				但し償還請求	日において償還請	情求がなされたA種
				種類株式及び	司日に金銭を対値	Eとする取得請求権
				が行使された」	B種種類株式の耳	2得と引換えに交付
				することとなる	る金銭の額が、賃	賞還請求日における
				分配可能額(作	旦し償還請求日か	『平成32年7月31日
				以降の日であ	る場合において	は、償還請求可能
				額。以下本項	<u>において同じ。</u>	<u>) を超える場合に</u>
				は、償還請求	· SC TOTCITE	重類株式及び取得請
				求権の行使が		
				<u> </u>		金銭の額が分配可
						このみA種種類株式
				22 4 2 1 1 1 2 2 1 1	朱式を取得するも	
						重種類株式について
				は、償還請求7	がなされなかった + z 取得を頂)	<u> 500とみなり。</u>
				- 1 4 11 13	9 <u>る取侍来頃)</u> A種払込期日以降	ないへです 全針針
					R種母母の 下に定義される。	<u>¥いつでも、金銭対</u>) の開始時におい
				て、B種種類		株式及びD種種類株
					<u> </u>	
				するものは除っ		場合に限り、本会
				社の取締役会	が別に定める日	(以下、本条におい
				て「金銭対価値	賞還日」という。)が到来すること
				をもって、A和	種種類株主等に対	けして、金銭対価償
				還日の60取引1	日前までに書面に	こよる通知(撤回不
				能とする。) る	を行った上で、法	<u> </u>
				内において、金	金銭を対価として	て、A種種類株式の
				全部を取得する	ることができる	(以下、本条におい
				て「金銭対価値		ものとし、本会社
				は、当該金銭	3 M DO C. D. G -	1 主主族 小 と 4 八 八
				するのと引換		付価償還に係るA種
					122/24/24/24/22/2	子配額を乗じて得ら 1000円
				れる額の金銭を		
				<u> </u>	5440 () / / / / / / / / / / / / / / / / / /	いては、第2項第
				(3) 号に定める ける「碌合財		
				<u>ける「残余財産</u> 日」をそれぞ	産の分配が行われ れ 「会銭対価償	1 <u>る日」及び「分配</u> 環日」と読み替え
				113 2 6 1 6	40「金銭刈価値 憂先配当金額を言	
				銭対価償還に	27000-11000	「 <u>舜りる。 よた、亜</u> じの取得と引換えに
				交付する金銭		い端数があるとき
				2111 /	り捨てるものとす	
				101 -405 97	/ JU C D U V C 7	w o

(譲渡制限)
株式質権者 (B種種類株主と併せて以下「B 種種類株主等」という。) に対し、第13条の 7第1項に定める支払順位に従い、B種種類 株式1株につき、次号に定める額の金銭によ る剰余金の配当(かかる配当により支払われ る金銭を、以下「B種優先配当金」とい う。)を行う。なお、B種優先配当金に、各 B種種類株主等が権利を有するB種種類株式 の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる

現	行	定	款	変	更	案
				(2) B種種	類株式1株当たり	のB種優先配当金
				の額は、	以下に定めるとお	りとする。除算は
				最後に行	い、円位未満小数	数第2位まで計算
				し、その	小数第2位を四捨	五入する。
				(a) 1,00	0,000円(以下、	本条において「払
				込金額	相当額」という。) に、2.374%を
				乗じて	算出した額の金銭	について、当該剰
				余金の	配当の基準日の属	する事業年度の初
				<u>日(但</u>	し当該剰余金の配	当の基準日が平成
				27年3	月末日に終了する	事業年度に属する
				場合は	(= ==================================	B種種類株式が最
				初に発	行された日をいう	。以下同じ。))
				(同日	を含む。)から当	該剰余金の配当の
				基準日	(同日を含む。)	までの期間の実日
				数につ	<u> </u>	(但し当該事業年
				度に閏	日を含む場合は30	36日) として日割
				11, 21, 1	より算出される金	
				E2 171 422 1	金の配当の基準日	- 7, 47 G 7 7 K 1 SC
				_ 	当該剰余金の配当	
					準日としてB種種	
					配当したときは、	
					のB種優先配当金	
					けるB種優先配当	· - · · · · · · · ·
					てB種優先配当会	
					(a) に従い計算さ	
					の剰余金の配当が	
				なす。)の合計額を控除	した金額とする。

現	行	定	款	変	更	案
				(b) 本·	号(a)にかかわらず、	当該剰余金の配
				当の	基準日(以下、本条	において「配当基
				進日]	」という。) の翌日	(同日を含む。)
				<u>から</u>	当該剰余金の配当が	行われる時点まで
				の間(こ本会社が B 種種類	株式を取得した場
				<u>合</u> は、	配当基準日を基準	日として行うB種
				優先	配当金の額は、本号	·(a)に従って計算
				<u>され</u>	る額に、当該剰余金	の配当が行われる
				時点(の直前において発行	済みのB種種類株
				式 (本会社が有するもの)を除く。以下本
				(b) (3	おいて同じ。) の数	数を当該配当基準
				日の紀	終了時点において発	行済みのB種種類
				株式の	の数で除して得られ	る比率を乗じて得
				<u>られ</u>	る金額とする。	
				(3) 本会	社は、B種種類株主	等に対しては、B
				種優先	記当金及びB種累積	未払配当金相当額
				<u>(次号)</u>	こ定める。) の額を	超えて剰余金の配
				当を行え	わない。但し本会社	が行う吸収分割手
				続の中	で行われる会社法第	758条第8号口若
				<u>しくは</u>	同法第760条第7号	口に規定される剰
				余金の	配当又は本会社が行	う新設分割手続の
					われる同法第763条第	14 4 1 1 1
				同法第7	765条第1項第8号	口に規定される剰
				余金の	配当についてはこの	限りではない <u>。</u>

現	行	定	款	変	更	案
				<u>(4)</u> ある事	業年度に属する日	を基準日としてB
				種種類株	主等に対して行わ	れた1株当たりの
				剰余金の	配当(当該事業年	度より前の各事業
				年度に係	るB種優先配当金	につき本号に従い
				累積した	B種累積未払配当	金相当額(以下に
				定義され	る。)の配当を除	余く。また、第(2)
				<u>号(b)に</u>	従ってB種優先配	当金を計算したと
				<u>きは、第</u>	(2)号(a)に従い計	·算されるB種優先
				配当金の	額の剰余金の配当	が行われたものと
				<u>みなす。</u>)の総額が、当該	事業年度に係るB
				種優先配	当金の額(当該事	業年度の末日を基
				準日とす	る剰余金の配当が	行われると仮定し
				た場合に	おいて、第(2)号((a)に従い計算され
				るB種優	先配当金の額をい	う。但しかかる計
				算におい	ては、第(2)号(a)	但書の規定は適用
				<u>されない</u>	ものとして計算す	るものとする。)
				に達しな	いときは、その不	足額は、当該事業
				年度の翌	事業年度以降の	事業年度に累積す
				<u>る。この</u>	場合の累積額は、	当該事業年度に係
				る定時株	主総会の翌日(同	日を含む。)以降
				<u>において</u>	は、年率2.374%	の利率で1年毎の
				複利計算	により算出した金	額を加算した金額
				<u>とする。</u>	なお、当該計算に	は、1年を365日と
				<u>した日割</u>	計算により行うも	のとし、除算は最
				後に行い	、円位未満小数第	32位まで計算し、
				その小数	第2位を四捨五入	、する。 本号に従い
				累積する	金額(以下「B種	累積未払配当金相
				当額」と	いう。) について	
				1項に定	める支払順位に従	い、B種種類株主
				等に対し	て配当する。	

現	行	定	款	変	更	案
				(残余財産の分酉	己)	
				2. (1) 本会社に	は、残余財産を分	配するときは、B
				種種類株主	E等に対し、第13	条の7第2項に定
				める支払順	頁位に従い、B種	種類株式1株につ
				き、払込金	st額相当額に、B	種累積未払配当金
				相当額及で	バ第(3)号に定め	る日割未払優先配
				当金額を力	『えた額(以下「	B種残余財産分配
				額」という	う。) の金銭を支	払う。但し本号に
				<u>おいては、</u>	残余財産の分配	が行われる日(以
				下、本条に	こおいて「分配日	」という。) が配
				当基準日の)翌日 (同日を含	む。) から当該配
				当基準日を	と基準日とした剰	余金の配当が行わ
				れる時点ま	ミでの間である場	合は、当該配当基
				準日を基準	基日とする剰余金	の配当は行われな
				いものとみ	→なしてB種累積	未払配当金相当額
				を計算する	ら。なお、B 種残	余財産分配額に、
						有するB種種類株
				式の数を乗	美じた金額に1円	未満の端数が生じ
					当該端数は切り	
				(2) B種種類	質株主等に対して	は、前号のほか、
				残余財産0)分配は行わない	<u> </u>
				(3) B種種類	質株式1株当たり	の日割未払優先配
						る事業年度におい
						B種優先配当金の
				-	されたと仮定して	
						B種優先配当金相
				当額とする	<u>.</u>	

(議決権) 3. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得請求権) 4. (1) B種類類株主は、(1) 70,30年7月31日以降、平成32年7月30日(同日を含む。) までの間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。) の効力が生じる時点においてて種種類状及びり種種類株式のいずれこついても発行済株式(発行会社が有するものは除く。) が存しないときに限り、また、(i)リア成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式、(以下、本条において「請求対象普通株式」という。) の空付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを記ますること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。) ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得することものとする。 がきるものとし、本会社は、当該普通株式が動取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付するものとする。 20 B種種類株式の取得と引換えに交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付するものとする。 (3) 号における「残余財産の分配が行われるり、表示とおいては、第2項第(1) 号に定める取得価額で除して得られる数とする。本お、本号においては、第2項第(1) 号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1) 号に定める財産の発生の対象と対しては、第2項第(1) 号に定める財産の分配が行われるり、及び「分配目」を「普通株式対価を発配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる」 及び「分配目」を「普通株式対価を発配するを発して対しては、第2項第(1) 号に定める単版に係るB種種類株式の取得よりを発しては、第3項に係るB種種類株式の取得よりを発してい端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。				-1-1			
3. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得請求権) 4. (1) B種種類株主は、(1)平成30年7月31日以降、平成32年7月30日(同日を含む。)までの間は、普通株式が価取得請求(以下に変養される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(i)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式(以下、本条において「請求対象等通株式(以下、本条において「普通株式が価取得請求」という。)の交付と引換えに、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求する。と(以下、本条において「普通株式が価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の数に、財産の計算を配割を重して得られる数とする。なよ、本号においては、第2項第(1)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定める財得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定める財得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定める財得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第1項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号にでは、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産がより、第2項第(1)号になる財産が対象とする対域があるととは、これを切り捨てるもりに対しないないなりをでは対しないないないなりに対しないないないなりに対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	現	行	定	款	変	更	案
を除き、株主総会において議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得語求権) 4. (1) B種種類株主は、(i) 平成30年 7 月31日以降、平成32年 7 月30日 (同日を含む。) までの間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。) の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。) が存しないときに限り、また、(i) 平成32年 7 月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の上、、次号に定める数の普通株式のという。の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を表も適談を推種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種種類株式の数に、B種種類株式の数に、B種種類株式の数に、B種類は対量の数に、B種種類株式の数に、B種類は対量の数に、第2項第(1)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種種類株式の数に、B種様式対価取得請求が例力を生じた日」と読み替えて、日割未が例カ力を生じた日」と読み替えて、日割未が例カ力を生じた日」と読み替えて、日割未が例カ力を生じた日」と読み替えて、日割未が例カ力を生じた日」と読み替えて、日割未が例カ力を生じた日」と読み替えて、日割未が例か力を生じた日」と読み替えて、日割未が例か力を生じた日」と読み替えて、日割未が例か力を生じた日」と読み替えて、日割未が例か力を生じた日」と読み替えて、日割未が例か力を生じた日、音楽が対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに表する普通株式の取得と引換えに表する普通株式の取得とおものとし、この場合においては、会社法第167条							
(普通株式を対価とする取得請求権) 4.(1) B種種類株主は、(i) 平成30年7月31日以降、平成32年7月30日(同日を含む。)までの間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(i)リア成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」をいう。)ができるものとしまき護・普通株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該普通株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに、交付する普通株式の数は、普通株式の数は、普通株式の数は、普通株式を配きる。とて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号で定めるB種果積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日刺末払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた由」と読み替えて、日割未払の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式が価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式が価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払の計算における普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
4. (1) B種種類株主は、(i) 平成30年7月31日以降、平成32年7月30日(同日を含む。)までの間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(i) ア成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種類様式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「請達株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が正保るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の数に、財政対象等通株式を、当該B種種類株式の数に、財政対象等通株式を、当該B種種類株式の数に、財政対象等通株式を、当該B種種類株式の数に、財政対象等通株式を、当該B種種類株式の数に、財政対象等通様式のをとする。 (2) B種種類株式の数に、財産が対価取得請求に係る類を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種類積末払配当金相当額の計算及で同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式のの計算なで同項第(3)号に定める日割末払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割まも優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の合計数に1株に満たない工を切りまたるものとし、この場合においては、会社法第167条							
降、平成32年7月30日(同日を含む。)までの間は、普通株式が価取得請求(以下に定義される。)の効力が生じる時においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式(以下、本条において「普通株式が価取得請求」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式が価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に任るの書がする範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の数に、B種残余財産分配額をする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定める財種額で除して得られる数とするように定める日割末払優先配割金額の計算における「残余財子の計算における「残余財子の計算における「残余財子の計算をである日割末も、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の計算における「残余財子の計算する。また、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の計算をできるもの生きるものまた。これを切り捨るものもとも、これを切り捨るものとし、この場合においては、会社法第167条					(1)	/ _ / / / / / /	1 2007
の間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種様式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(i) Pで成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に不ありまできるものとし、本会社は、当該普通株式が回取得請求に係るB種種類株式のを得するのと引えた。法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2 写第(1)号に定めるB種果積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、自制未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の合計数に「株に満たな効力を生じた日」と読み替えて、自制未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求が高ときば、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(i) 平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種類様式の数とする。なが、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種果積未払配金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日刺末払優先配当金額を計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日刺末払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日刺末払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種類様式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、等項株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、第2項第(1)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種果積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日刺未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる目及び「分配目」を「普通株式が価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日刺未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の配得と引換えない当場数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式が価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日利ま払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の合計数に1株に満たない情報があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					3		
成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第3(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式のの合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					0 /2 14 01 1	111 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	14 / - 0
して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得講求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式の数は、普通株式所取得許定係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割末払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割末払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式のの計算と引換えて交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					10 / 17	0 81 0 0 1-12	
条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2		
の交付と引換えに、その有するB種種類株式 の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式を取得するのと引換えに、法合の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配目」を「普通株式対価取得請求が 効力を生じた日」と読み替えて、日割未求が 効力を生じた日」と読み替えて、自割未求の場合によりでは、第2項第(1)号に定める日割未なの計算による日割未なの計算による日割まなの計算により配当を指を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る日種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定めるB利素払優生配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる目」及び「分配日」を「普通株式が価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式が固取得時求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
と(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式が価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割末払優大配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					と(以下、		普通株式対価取得
類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める目割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					請求」とい	·う。) ができる	ものとし、本会社
する範囲内において、請求対象普通株式を、 当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係る B種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める目割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					は、当該普	·通株式対価取得	請求に係るB種種
当該B種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					類株式を取	(得するのと引換	えに、法令の許容
2。 (2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					する範囲内]において、請求	対象普通株式を、
(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式が価取得請求に係る B種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					当該B種種	類株主に対して	交付するものとす
通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る B種種類株式の数に、B種残余財産分配額を 乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定 める取得価額で除して得られる数とする。な お、本号においては、第2項第(1)号に定め るB種累積未払配当金相当額の計算及び同項 第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計 算における「残余財産の分配が行われる日」 及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が 効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優 先配当金額を計算する。また、普通株式対価 取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条					<u>る。</u>		
B種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					(2) B 種種類	株式の取得と引	換えに交付する普
乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							Image Deligation of the Co
める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							MANAGE PARTY OF THE PARTY OF TH
お、本号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					211 0 114 0		73 <u>— 717 (e)</u>
るB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条							
第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条						1 1 1 1 1 1 1 1	2(2)(4 (=) 4 () E 2
算における「残余財産の分配が行われる日」 及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が 効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優 先配当金額を計算する。また、普通株式対価 取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条							
及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が 効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優 先配当金額を計算する。また、普通株式対価 取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条					<u> </u>		270H0 - 22 KV - FT
効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優 先配当金額を計算する。また、普通株式対価 取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条					211 1117 3	7947477777777	<u></u>
先配当金額を計算する。また、普通株式対価 取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条						, с п.с.	- 4) (1
取得請求に係るB種種類株式の取得と引換え に交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条					*****	- > - : ! ! !))/->= Id b Id
に交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条					<u> </u>	(CF1)/ / G0 01	
い端数があるときは、これを切り捨てるもの とし、この場合においては、会社法第167条							
とし、この場合においては、会社法第167条					1-2011 / 0		
					第3項に定	める金銭の交付	

現	行	定	款	変	更	案
				(3) 取河(3) 取河(3) 立「証通まる「初け額」 (4) 立「証通まる「初け額価取由初適) が以う連得所Wしれがじ。修得よ取で。当取る」額の出に取価と得)が以う連得所Wし取生て)正価り得はのま。当額とは価生限と得)が以う連得所Wし取生て)正価り得はのま。当額とは金」のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	は、当初日(以 る30取引日(以 価額算定期間」 が発平の小額(い 一種類した)。 一種類点といしして 一種類の大きでであるといり。 一種が35円(に回面額で 一種が35円(に回面額で 一種ではいるで 一種ではいるではにであるででは、毎年1月末台にであるでではであるででである。 一種ではいるではではでは、毎年1月末台にであるではではではでいい。 一種ではいるではではでは、一個ででは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月1日では、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台にでは、1月末台には、1月末台にでは、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台には、1月末台には、1月末台には、1月末台にはは、1月末台には、1月末台には、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台にはは、1月末台にははは、1月末台にはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	30年7月31日に先下、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、

現	行	定	款	変	更	 案
				(5) 取得価額	の調整	
				-		生した場合には、
						反得価額を調整する
				る。		
					株式につき株式	の分割又は株式無
				償割当	てをする場合、	次の算式により取
				得価額	を調整する。な	お、株式無償割当
				ての場	合には、次の算	式における「分割
				前発行	済普通株式数」	は「無償割当て前
				発行済	普通株式数(但	しその時点で本会
				社が保	具有する普通株式	弋を除く。)」、
				「分割	後発行済普通株	式数」は「無償割
				<u>当て後</u>	発行済普通株式	数(但しその時点
				で本名	会社が保有する	る普通株式を除
				<.)	」とそれぞれ読	<u>み替える。</u>
				<u>調整後</u> 取得価額	= 調整前 取得価額 ≥	分割前発行済 普通株式数 分割後発行済 普通株式数
				進日の 生ずる	翌日又は株式無 日 (株式無償割	式の分割に係る基 償割当ての効力が 当てに係る基準日 準日の翌日) 以降
				-	<u>/た場合は当該基</u> ·適用する。	1 2 2 五日/ 公件
				-		式の併合をする場
						取得価額を調整す
				<u>る。</u>	-	
				<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> - <u>取得価額</u> >	併合前発行済 普通株式数 併合後発行済 普通株式数
					取得価額は、株 日以降これを適	<u>式の併合の効力が</u> 用する <u>。</u>

現	 行	定	 款	変	更	案
	- 1 3	,~ <u>_</u>	~~	3	 本号(d)に定める普遍	
					の時価を下回る払込金額	
				-	式を発行又は本会社が	<u> </u>
				-	を処分する場合(株式	
				-	<u> </u>	引換えに取得され
				-	る株式若しくは新株予	5110C/C1P(14 C 40
				-	付社債に付されたもの	
				-		得による場合、普
				1	涌株式を目的とする新	株予約権の行使に
				1	よる場合又は合併、株	式交換若しくは会
				-	社分割により普通株式	を交付する場合を
				Ī	除く。)、次の算式(以下、本条におい
				-	て「取得価額調整式」	という。)により
					取得価額を調整する。〕	取得価額調整式に
					おける「1株当たり払	込金額」は、金銭
					以外の財産を出資の目	的とする場合に
				<u> </u>	は、当該財産の適正な	評価額とする。調
				3	整後取得価額は、払込	期日(払込期間を
				2	定めた場合には当該払	込期間の最終日)
				<u> </u>	の翌日以降、また株主・	への割当てに係る
				1	基準日を定めた場合は	は当該基準日 (以
				-		<u> 主割当日」とい</u>
				_	う。)の翌日以降これ	ιを適用する <u>。な</u>
				<u> </u>	お、本会社が保有する	
				_	る場合には、次の算式	
				2	発行する普通株式の数	」は「処分する本
				-	会社が保有する普通株式	· 22.2 • 1 F-1
					社が保有する普通株式	7975 101 7 2 3 13 1
					において本会社が保有	
				3	数」とそれぞれ読み替.	
						新たに発行する普 <u>通株式の数</u> ×
					<u>(発行済普通株式</u> 数-	<u>^</u> 1株当たり 払込金額
				調整後 _ 調	本会社が保有する 普通株式の数)	+ 普通株式1株 当たりの時価
					得価額× (発行済普通株式数	本会社が保有する普 大の数)
						する普通株式の数

現	行	定	款	変	更	案
				④ 本	会社に取得をさせ	ることにより又は
				本会	社に取得される。	ことにより、本号
				(d) (i	こ定める普通株式	1株当たりの時価
				<u>を下</u>	回る普通株式1株	当たりの取得価額
				<u>をも</u>	って普通株式の交	付を受けることが
				でき	る株式を発行又は	処分する場合(株
				<u>式無</u>	償割当ての場合を	含む。)、かかる
				株式	の払込期日(払込	期間を定めた場合
				には	当該払込期間の最	終日。以下本④に
				<u> </u>		式無償割当ての場
					はその効力が生ず	
						めた場合は当該基
					<u>。以下本④におい</u>	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
					主割当日がある場	
				1		の全てが当初の条
						が交付されたもの
					なし、取得価額調	_
					<u>たり払込金額」と</u> して計算される額	
					する。調整後取得	
						割当ての場合には
					効力が生ずる日の	
						はその日の翌日以
					<u>コロス める場合に</u> これを適用する。	
					取得に際して交付	
					が上記の時点で確	
				は、	調整後取得価額は	、当該対価の確定
				時点	において発行又は	処分される株式の
				<u>全</u> て	が当該対価の確定	時点の条件で取得
				され	普通株式が交付さ	れたものとみなし
				<u>て</u> 算	出するものとし、	当該対価が確定し
				<u>た日</u>	の翌日以降これを	適用する。
				ı		

現	行	定	款	変	更	案
				(3) 「1) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	行れ新たにより、 新使比なとは、 大きな、 、 大きな、	又通額るすと計た式権当約の約合。の初株額」権でのを価目は株本、株いの権さしし本は従的 水大学の大学のでは、本は、大学の大学の関係である。 を主いて、大学の大学の関係である。 本式、大学の大学のでは、大学の大学の、大学の大学の、大学の大学の、大学の大学の、大学の、大学の、大学の

現	行		 款	変	更	案
<u> </u>	1,7	<i></i>			へ (a)に掲げた事由!	
					(a) に拘り た事田 (3)のいずれかに該	
					むB種種類株主等	
					よD 僅僅類休主寺 面によりその旨並	
				整後取る		及びその他必要な
				313 04 04	7 June 1971 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	価額の調整を適切
					皿ねした工、収内 ものとする。	一画領ジ病主と過多
				① 合(式交換による他の
				株式会	会社の発行済株式	の全部の取得、株
				式移轉	妘、吸収分割、吸	収分割による他の
				会社	がその事業に関し	て有する権利義務
				の全部	部若しくは一部の	承継又は新設分割
				のたと	めに取得価額の調	整を必要とすると
				<u>き。</u>		
				② 取行	得価額を調整すべ	き事由が2つ以上
				11.121		の事由に基づく調
					0.14111101 211	に当たり使用すべ
						事由による影響を
					する必要があると	
						株式数(但し本会
					呆有する普通株式 マンエエ - マベル	
					> 4> 4	を生ずる事由の発
						調整を必要とする
				とき。	_	イミなぶり再り担
					<u>□観の調整に際し</u> ∃位未満小数第2	て計算が必要な場合まで第出しる
					ラ位不個小数第2 第2位を四捨五入	
						. <u>9 る。</u> する普通株式1株
						取得価額を適用す
						取引日の東京証券
						の普通株式の普通
					/WAPの平均値とす	
						し計算を行った結
						整前取得価額との
				<u>差額</u> が(0.1円未満にとど	まるときは、取得
				価額の	調整はこれを行わ	っない。但し本(e)
				によりる	不要とされた調整	は繰り越されて、
				その後の	の調整の計算にお	いて斟酌される。

現	行	定	款	変	更	案
<i>y</i> .	11	化	形	(6) 自分の場合では、100 を対している。 (6) 自分に額上う。 (6) 自分に額上う。 (6) 自然でする。 (6) 自	是定により版表情では、 は、以下限準用しています。 は、以下でででは、 は、以下でででは、 は、以下でででは、 は、以下ででででは、 は、以下でででででできます。 は、以下ででででできます。 は、以下ででででできます。 は、以下ででできます。 は、以下ででできます。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	額の調整を行う場額 を当初下限限取得に で「同様の調整を行う場類」を「下読み整を行う場類」を「下読み整を行う場類」を「「同様の同様の同様の同様の同様の同様の同様の同様の同様の同様のでは、「カリアににおいてしまった。」がは、「カリアににおいていまのをは、「カリアににおいていまり、「カリアににおいていまり、「カリアのは、「カリアのは、「カリアのは、「カリアのは、「カリアのなど、「カリアのは、「カリアのなど、「カリアのは、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど」、「カリアのなど、「カリアのは、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのなど、「カリアのは、「カリアのは、「カリアのなど、「カ

現	行	定	款	変	更	案
				但し償還請求日	ヨにおいて償還請:	求がなされたB種
				種類株式及び		とする取得請求権
				が行使された」	A種種類株式の取	得と引換えに交付
				することとなる	る金銭の額が、償	還請求日における
				分配可能額(任	旦し償還請求日が	平成32年7月31日
				以降の日であ	る場合においてに	は、償還請求可能
				額。以下本項	において同じ。)	を超える場合に
				5 11 to 4 11 to 3	がなされたB種種	類株式及び取得請
				求権の行使がた	BC NOTCII E E XX	株式の数に応じた
				比例按分の方法	去により、かかる	金銭の額が分配り
				7	ハ範囲内において	. / =
				及びA種種類様 法に従い取得る	N2454XN) 0 0	<u>のとし、かかる夫</u> 種類株式について
				は、 僧環請求 /	されなかつた 日 種 がなされなかった	122/9(11)
				(全能を対価して	する取得条項)	ものとかなり。
				6. 本会社は、I	B種払込期日以降	いつでも、金銭対
				価償還日(以	Fに定義される。) の開始時におV
				て、C種種類様	株式及びD種種類	株式のいずれにつ
				いても発行済	株式(発行会社が	が有するものを関
				く。)が存した	ない場合に限り、	本会社の取締役会
				が別に定める日	目(以下、本条に	おいて「金銭対値
				償還日」という	う。)が到来する	ことをもって、E
				王王灰水工、竹	こ対して、金銭対	価償還日の60取引
				目前までに書	31 4 31 31 31	回不能とする。 <u>)</u>
				を行った上で、	法令の許容する	<u>範囲内において、</u>
				<u>金銭を対価とし</u> ることができる	して、B種種類株 る (以下、本条に)	式の全部を取得す おいて「金銭対値
				<u>ることができる</u> 償還」という。	<u> 3 (以下、本</u> 衆に) ものとし、本:	ねいて「金銭刈 畑 会社は、当該金針
				<u> </u>	るB種種類株式を	五年は、当該並 取得するのと引摘
				えに 当該金銭	D 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	B種種類株式の数
				にB種残余財産	年分配額を乗じて:	得られる額の金銭
				を、B種種類様	朱主に対して交付	するものとする。
				なお、本項に	おいては、第2項	第(1)号に定める
				B種累積未払	配当金相当額の計	・算及び同項第(3)
				号に定める日割	引未払優先配当金	額の計算における
				「残余財産の名	分配が行われる日	」及び「分配日」
				をそれぞれ「会		と読み替えて、F
				割未払優先配	当金額を計算する。	。また、金銭対値
				DRAE (-) [, U D].	±1±/2(11: ₹ : .0.13	と引換えに交付す
				る金銭に1円に	こ満たない端数が、	あるときは、これ

現 行 定 款	変	更	案
(新設)	社の取締役会の 第13条の4 (C和本会社の発行力とする。 (剰余金の配当) 1. (1) 本会社の 基準日の対 たC種種類 概式質権主 種種類株式 了第1項の 株式1株の る金銭を う。)を行 の数を乗	するC種種類株式の は、ある事業年度の で剰余金の配当を 最終の株主名簿に 関株式を有する株 という。)又はCれ 者(C種種類株主 主等」という。)は に定める支払順位に につき、次号に定め の配当(かかる配 、以下「C種優	ればならない。 の内容は次のとお中に属する日を基するときは、当該記載又は記録され主(以下「C種種種種類株式の登録と併せて以下「Cを対し、C種種類める額の支払われて、C種類の金銭によ当により金」といとでは、各式の金銭により金に、各式の電機が生じる。

(2) C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。(a) 1,000,000円 (以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度に属する場合は、C種私込期日 (C種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)) (同日を含む。)から当該剩余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年で365日 (日支護事業年度に関于を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属するようま、年での場合の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剩余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該利金金の配当の基準としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C種種類株式と次の企業の企業の値当の活かれたものとみなす。)の合計額を経験した金額とする。(b)本号(a)に従い計算されるC種優先配当金の例の剩余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。(b)本号(a)にがかわらず、当該剰余金の配当が行われるで種優先配当金の例の剩余金の配当が行われるで配当をのの利金の配当が行われるで配当をのの利金の配当が行われるで配当をのの利金の配当が行われるで配当基準日(以下、本条において「配当基準日(以下、本条において・配当基準日(以下、本条において・配当基準日、という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がC種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日を基準日を基準日を表での間に本会社がC種種類株式を取得した場合は、配当基準の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのC種種類株式(本会社が「全種を発き金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのC種種類株式(本会社が「有すもものを除く。以下、	の額は、以下に定めるとおりとする。所 最後に行い、円位未満小数第2位まで し、その小数第2位を四捨五入する。 (a) 1,000,000円(以下、本条において 込金額相当額」という。)に、6.0% じて算出した額の金銭について、当該 金の配当の基準日の属する事業年度の (但し当該剰余金の配当の基準日が平 年3月末日に終了する事業年度に属す 合は、C種払込期日(C種種類株式が に発行された日をいう。以下同じ。 (同日を含む。)から当該剩余金の配 基準日(同日を含む。)までの期間の 数につき、1年を365日(但し当該事 度に閏日を含む場合は366日)として 計算により算出される金額とする。ほ 該剰余金の配当の基準日の属する事業 中の、当該剰余金の配当の基準日より 日を基準日としてC種種類株主等に支 余金を配当したときは、C種種類株式 当たりのC種優先配当金の額は、その 当におけるC種優先配当金を計算した は、本(a)に従い計算されるC種優先 金の額の剰余金の配当が行われたもの なす。)の合計額を控除した金額とす なす。)の合計額を控除した金額とす (b) 本号(a) にかかわらず、当該剰余金 当の基準日(以下、本条において「配	現 行 定	款	変	更	案
日の終了時点において発行済みのC種種類 株式の数で除して得られる比率を乗じて得	から当該剰余金の配当が行われる時点の間に本会社がC種種類株式を取得し合は、配当基準日を基準日として行う優先配当金の額は、本号(a)に従ってされる額に、当該剰余金の配当が行む時点の直前において発行済みのC種種式(本会社が有するものを除く。以(b)において同じ。)の数を当該配当日の終了時点において発行済みのC種	26. 11 Æ	75%	(2) C額後、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うのでは、1,000額 上、行うでは、2,000額 上、行うのでは、2,000額 上、1,000額 上、1,0	関株式1株当とおりの 以下、円位位を下、2 以下、円位位を下、2 以下、円位位を下、3 目当たりの0円(といる は1、000円(といるのでは 当該に 当該に 当該に 当該に 当該に 当該に 当該に 当該に	のC種域の大きな、 のC種域の大きな、 を全性であるのとであるのとであるのとであるのとであるのとであるのとであるのとであるのと

(3) 本会社は、C種種類株主等に対しては、C 種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額 (次号に定める。)の額を超えて刺灸金の配 当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手 続の中で行われる会社法第758条第8号D若 しくは同法第760条第7号中に規定される刺 余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の 中で行われる同法第763条第12号 ロ若しくは 同法第765条第1項第8号ロに規定される刺 余金の配当についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日としてC 種種類株主等に対して行われた1株当たりの 剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業 年度に係るC種優先配当金を計算したと 支は、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先 配当金の額の刺余金の配当が行われたものと みなす。)の総額が、当該事業年度に係るC 種優先配当金の額(当該事式中の末日を基 準日とする刺糸金の配当が行われれたのと みなす。)の総額が、当該事業年度の末日を基 準日とする刺糸金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の刺乳なのの記当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される「種優先配当金の額の刺乳をいう。自しかかる計算においては、第(2)号(a)に従い計算されるこの種優先配当金の額(当該事業年度に保备の素とする。) に達しないときは、その不足額は、当該事業 年度の翌事業年度以降の事業年度に保予 るこの場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降 においては、年26,0%の利率で1年毎の複 利計算によいては、年26,0%の利率で1年毎の複 利計算により行うなの利率で1年毎の複 利計算により行うなで計算し、そ の、の財事により行うなで計算し、この場合の別報額は、当該事業 年度の翌事業年度以降の事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降 においては、年26,0%の利率で1年毎の複 利計算により行うなの利率で1年毎の複 利計算により行うなの利率で1年毎の複 利計算により行うなで計算し、そ の大の利率で1年毎の複 利計算により行うなで計算し、そ の大の利率はでは、1年を365日とした日割計算により行うなとし、除算は最後 に行い、円位未満の対象にをはでまりに発していては、第26年の末の様本の報 利計算により行うなとし、除算は最後 に行い、円位未満の報まないでは、第3年を12歳後	(3) 本会社は、C種種類株主等に対しては、C 種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額 (次号に定める。)の額を超えて剩余金の配 当を行わない。但し本会社が行うの吸収分割手 続の中で行われる合金社注第758条第 8 号 日 しくは同法第760条第 7 号ロに規定される剰 会金の配当又は本会社が行う新設分割手続の 中で行われる同法第763条第 12号 ロこ規定される剰 余金の配当についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日としてC 種種類株主等に対して行われた1 株当たりの 剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業 年度に係るC種優先配当金につき本号に従い 累積した C種累積未払配当金相当額 (以下に 定義される。)の配当を除く。また、第(2) 号(b)に従ってC種優先配当金を計算したと きは、第(2) 号(a)に従い計算されるC種優先 配当金の額の剥余金の配当が行われたものと みなす。)の総額が、当該事業年度に居る C 種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基 準日とする剰余金の配当が行われたものと みなす。)の総額が、当該事業年度に居る C 種優先配当金の額(当該事業中度に居る C 種優先配当金の額を到今金の配当が行われると仮定し た場合において、第(2) 号(a)に従い計算され る C 種優先配当金の額をいう。但しかかる計 算においては、第(2) 号(a) (自世の規定は適用 されないものとして計算するものとする。) に達しないときは、その不足額は、当該事業 年度の翌事業年度以降の事業年度に居 をによいては、年率6.0%の利率で1年毎の複 利計算により算出した金額を加算した金額と する。なお、当該計算は、1年を含む。)以降 においては、年率6.0%の利率で1年毎の複 利計算により算出した金額を加算した金額と する。なお、当該計算は、1年を含む。)以降 においては、年率6.0%の利率で1年毎の複 利計算により算出した金額と加算した金額と する。なお、当該計算は、1年を含む。)以降 においては、年率6.0%の利率で1年毎の複	現		 定	款	変	更	 案
<u> </u>		現	行	定	款	(3) 種(当続し余中同余) 種類年累定号き配み種準たる算さに年るるに利すたにの積額本優次をのく金で法金あ種余度積義(りは当な優日場でにれ達度。定お計る日行小す」と発記にわで同配事株の係たしさに、金寸先と合種おなしのこ時い算。割い数るとは、金寸先と合種がなしのこ時い算。割い数るといるとのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	、C種種類株主積をある。)の全社等等の目標をある。)の会社等等の目標をある。)の会社等等の目標を表現では、「大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	等末超が758条は一つう第12月間では、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対しが対し、1000年に対し、1000年に対しが対しが対しが対しが対しが対し

T				1		
現	行	定	款	変	更	案
				(残余財産の分配)	記)	
				2. (1) 本会社(は、残余財産を分	配するときは、C
				種種類株	主等に対し、第13	条の7第2項に定
				める支払	順位に従い、C種	種類株式1株につ
				き、払込金	金額相当額に、C	種累積未払配当金
				相当額及	び第(3)号に定め	る日割未払優先配
				当金額を	加えた額(以下「	C種残余財産分配
				額」とい	う。)の金銭を支	払う。但し本号に
				<u>おいては、</u>	、残余財産の分配	が行われる日(以
				下、本条1	こおいて「分配日	」という。) が配
						む。)から当該配
				当基準日	を基準日とした剰	余金の配当が行わ
					までの間である場	
						の配当は行われな
						未払配当金相当額
						余財産分配額に、
						有するC種種類株
						未満の端数が生じ
					当該端数は切り	
					頃株主等に対して の八型は行わない	
				22.2.4.0.1.	の分配は行わない	<u> </u>
				当金額は		の日割未払優先配 る事業年度におい
						C種優先配当金の
						と場合に、前項第一
						<u> </u>
				<u>(2) 写(a) (</u> 当額とす)		C 俚傻儿配 3 並怕
				(議決権)	<u>~~</u>	
					主は 法会に別段	の定めのある場合
					総会において議決	
l						12 = 17 = 0

4. (1) C種種類 も、本会社 株式(以下	<u> </u>	Eめる数の普通 情求対象普通株
<u>も、本会社</u> 株式(以下	に対して、次号に気 、本条において「記 。) の交付と引換え	Eめる数の普通 情求対象普通株
株式(以下	、本条において「診 。)の交付と引換え	青求対象普通株
	。) の交付と引換え	
<u> </u>	<u> </u>	12 7 n++
式」という		こに、その有す
るC種種類	[株式の全部又は一部	『を取得するこ
とを請求す	⁻ ること(以下、本刻	をにおいて「普
通株式対価	ī取得請求」という。) ができるも <u></u>
<u>のとし、本</u>	会社は、当該普通校	株式対価取得請
<mark>求に係るC</mark>	種種類株式を取得る	トるのと引換え
	許容する範囲内にお	
象普通株式	こを、当該 C 種種類様	*主に対して交
<u>付するもの</u>	とする。	
<u>(2) C種種類</u>	様式の取得と引換え	えに交付する普
<u>通株式の数</u>	は、普通株式対価用	文得請求に係る
C種種類株	, ,	除財産分配額を
		至第(6)号で定
	i額で除して得られる	
		第(1)号に定め
<u> </u>	<u>表払配当金相当額の</u>	
	定める日割未払優先	
算における		
及び「分配		
2	た日」と読み替えて	1-27-12-0-1
	当額及び日割未払係	<u>愛元配ヨ金領を</u> ■取得請求に係
計算する。		
	i株式の取得と引換え ∵計数に1株に満たな	
·-··	<u> </u>	
	: 10と <u>切り信じるもの</u> : は、会社法第167条	
	付は行わない。	CATO SICILLY
	<u>: 円は円45点、。</u> iは、当初、56.9円と	: する。

現	行	定	款	変		更	案
				(4) H	対得価額は、	平成27年	3月15日及びそれ以
				降0	06か月毎0	の応当日(当該日が取引日でな
				<u>い</u> 場	場合には翌耳	5引日とす	る。以下、本条にお
				<u> </u>	て「取得価値	額修正日」	という。) におい
				て、	各取得価額	質修正日に会	先立つ連続する30取
				<u>引日</u>	り、以下、ス	└ 号におい	て「取得価額算定期
				間」	という。)	の東京証	券取引所が発表する
				<u>本</u> 会	会社の普通権	株式の普通	取引のVWAPの平均値
				<u>(P</u>	月位未満小数	対第2位ま	で算出し、その小数
				第2	2位を四捨3	丘入する。;	なお、取得価額算定
				期間	引中に次号に	こ規定する	事由が生じた場合、
				<u>当</u> 意	亥VWAPの平均	匀値は次号は	に準じて本会社が適
				<u>当 년</u>	と判断する値	直に調整され	れる。) の92%に相
					_ /2 1 (1 1)=		第2位まで算出し、
					り小数第2位		. , . , . ,
						_ , ,	の取得価額を本条に
					へて「修正征		
				<u></u>			用される。但し修正
							し第(6)号の調整を
							3いて「下限取得価
					という。)	を下回る	
				<u> </u>	西額は下限 国		,
					<u> </u>	. (1	(6) 号の調整を受け
							「上限取得価額」と
							は、修正後取得価額
				<u>は</u> 」	上限取得価額	質とする。	

現	 行		款	変	更	 案
九	11	- 足	水			
				(5) 取得価額		
						生した場合には、
					1以下のとおり]	取得価額を調整す
				<u>る。</u>		
						の分割又は株式無
				·		次の算式により取
				得価額	質を調整する。な	お、株式無償割当
				ての場	湯合には、次の算	式における「分割
				前発行	<u> 「済普通株式数」</u>	は「無償割当て前
				発行済	脊普通株式数(但	しその時点で本会
				社が係	R有する普通株式	式を除く。)」、
				<u>「分害</u>	间後発行済普通株	式数」は「無償割
				当て後	後発行済普通株式	数(但しその時点
						る普通株式を除
				<u><.</u>)	」とそれぞれ読	<u>み替える。</u>
						分割前発行済
				調整後	= 調整前 トラス トラス トラス トラス トラス カラス カラス カラス カラス カラス カラス カラス カラス カラス カ	<u>普通株式数</u>
				取得価額	<u> 取得価額</u>	一 <u>分割後発行済</u> 普通株式数
				調整後	後取得価額は、株	式の分割に係る基
				準日の)翌日又は株式無	(賞割当ての効力が
				<u>生ずる</u>	日(株式無償割	当てに係る基準日
				<u>を定め</u>	うた場合は当該基	準日の翌日) 以降
				これを	<u> 適用する。</u>	
				② 普遍	通株式につき株 :	式の併合をする場
				<u>合、</u> 涉	ての算式により、	取得価額を調整す
				<u>る。</u>		
				調整後	調整前、	併合前発行済 普通株式数
				取得価額	三 取得価額	併合後発行済 普通株式数
				調整後	後取得価額は、株	式の併合の効力が
				<u>生ずる</u>	5日以降これを適	<u> 用する。</u>

				1		
現	行	定	款	変	更	案
				3	本号(d)に定める普通	株式1株当たり
				0)	時価を下回る払込金額	頁をもって普通株
				式	こを発行又は本会社が保	具有する普通株式
				<u>を</u>	・処分する場合(株式	無償割当ての場
				<u>台</u>	、普通株式の交付と引	換えに取得され
				<u>る</u>	株式若しくは新株予約	7権(新株予約権
				<u>付</u>	社債に付されたものを	含む。以下本号
				<u>12</u>	おいて同じ。)の取得	Pによる場合、普
				<u>通</u>	株式を目的とする新棋	ド予約権の行使に
				<u></u>	る場合又は合併、株式	こ交換若しくは会
				<u>社</u>	:分割により普通株式を	<u>・交付する場合を</u>
				<u>除</u>	ミく。)、次の算式(ヒ	<u> 【下、本条におい</u>
						:いう。)により
						2得価額調整式に
				<u> </u>	<u> ける「1株当たり払辺</u>	
				_	外の財産を出資の目	
				<u>は</u>		
					後取得価額は、払込期	11: (1-11-2))11:4-2
				<u> </u>	ひた場合には当該払込	7,741.4
				<u></u>		<u>の割当てに係る</u>
						当該基準日(以
				<u>下</u> う		<u>主割当日」とい</u> を適用する。な
				<u>り</u> お		
				_	場合には、次の算式に	
					 行する普通株式の数	は「処分する本
					:社が保有する普通株式	
					が保有する普通株式の	
					おいて本会社が保有	
				数	3 3 3 4 t t.t. 3	
				200		- <u>3 。</u> 新たに発行する普 通株式の数
						<u>×</u>
					<u>(発行済普通株式</u> 数-	1株当たり 払込金額
					本会社が保有する-	普通株式1株
				調整後	普通株式の数) ※前 ×	当たりの時価
				取得価額 一 取得	<u>(発行済普通株式数 -</u> 通株式	
					+新たに発行す	る音連休式 <i>の</i> 数

現	行	定	款	変	更	案
				④ 本	会社に取得をさせ	ることにより又は
				<u>本会</u>	社に取得される。	ことにより、本号
				(d) (こ定める普通株式	1株当たりの時価
				<u>を下</u>	回る普通株式1株	当たりの取得価額
				<u>をも</u>	って普通株式の交	付を受けることが
				でき	る株式を発行又は	処分する場合(株
				式無	償割当ての場合を	含む。)、かかる
				株式	の払込期日(払込	期間を定めた場合
				<u>には</u>	当該払込期間の最	:終日。以下本④に
				<u>おい</u>	て同じ。) に、株	式無償割当ての場
				<u>合に</u>	はその効力が生す	*る日(株式無償割
				<u>当て</u>	に係る基準日を定	めた場合は当該基
				進日	。以下本④におい	て同じ。) に、ま
				<u>た株</u>	主割当日がある場	合はその日に、発
				<u>行又</u>	は処分される株式	の全てが当初の条
				<u>件で</u>	取得され普通株式	が交付されたもの
				<u>とみ</u>	なし、取得価額調	整式において「1
				株当	たり払込金額」と	してかかる価額を
				<u>使用</u>	して計算される額	を、調整後取得価
				額と	する。調整後取得	-価額は、払込期日
				<u>の翌</u>	日以降、株式無償	割当ての場合には
				その	効力が生ずる日の	翌日以降、また株
				<u>主割</u>	当日がある場合に	はその日の翌日以
				<u>降、</u>	これを適用する。	上記にかかわら
				<u>ず、</u>	取得に際して交付	される普通株式の
				対価	が上記の時点で確	定していない場合
				<u>は、</u>	調整後取得価額は	、当該対価の確定
				時点	において発行又は	処分される株式の
				<u>全て</u>	が当該対価の確定	時点の条件で取得
						れたものとみなし
					出するものとし、	
				<u>た日</u>	の翌日以降これを	適用する。
•						

(5) 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行便に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本(5)において同じ。)の合計額が本身(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもつが青海株式の交付を受けることができる新株予約権を観割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権機関割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権機関割当に、新株予約権所養割当に、新株予約権所養割当に、新株予約権所養割当に、第一次を募集を表して、一個の場合にはその効力が生する目(新株予約権の割当日に、発行されたものとみなし、取得価額調整式において同じ。上また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全でが当初の条件で行使されては取得されて再連株式な付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりが大学の指の打壊される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整人の場合にはその数力が生ずる日の翌日以降、また株子約権の行使に際して対立れる新技・別様、また株子約権の持当においずらが生ずる日の翌日以降、また木子約権をである場合にはその翌日以降、また木子約は一個が大学が大学の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新様子約権で自己はいて発行される新株子約権ではこれを適用する。上記にかかわらず、取得又は体力を対して発行される対域を対して発行される新様子的権では、調整後取得価値は、当該対価が確定した日の翌日以降に対して発行されるが大学が、対域のの時点で確定していない場合は、調整後取得価値に対していない場合は、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が	現	行	定	款	変	更	案
の取締役、監査役又は従業員に対してろ トック・オプション目的で発行される普 通株式を目的とする新株予約権には適用 されないものとする。					(では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、)	り普価れと観合当株約割予て予場じそ当通価額約しり額得翌にた以ず通な価約得な定し又は目新産の株の調子で予場じる当時間の株別であるとのでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	又通額るすと計た式権当約の約合。の初株額」権てのを価日は株 本式新産者の交発の割に慣る合き、効に。主れさたで式新産を価新約ずるすに記後い条がの降価社ス書 得りの外当⑤に回る合き、効に。主れさたで式新産を価新約ずるすに記後い条がの降価社ス書

現	行	定	款	変	更	案
				(b) 本号	(a)に掲げた事由に	こよるほか、本(b)
				①乃至(③のいずれかに該	当する場合には、
				本会社	はC種種類株主等	に対して、あらか
				じめ書	面によりその旨並	びにその事由、調
				整後取	得価額、適用の日	及びその他必要な
				事項を	通知した上、取得	価額の調整を適切
				に行う	ものとする。	
				① 合 ⁴	併、株式交換、株	式交換による他の
				株式	会社の発行済株式	の全部の取得、株
				式移!	ien strong har st	収分割による他の
				会社:	がその事業に関し	て有する権利義務
				<u>の全</u>		承継又は新設分割
					めに取得価額の調	<u>整を必要とすると</u>
				<u>き。</u>		
						き事由が2つ以上
				相接	, , , , , ,	の事由に基づく調
						に当たり使用すべ
						事由による影響を
					する必要があると	
				3 2		株式数(但し本会
					保有する普通株式	
				2727		を生ずる事由の発 調整を必要とする
				生たとき。		<u> 調金を必安とりる</u>
						て計算が必要な場
				<u> </u>	<u>岡観の調金に原し</u> 円位未満小数第2	- 101 21 · · · = 2 1 · · · · · · ·
					<u> 第2位を四捨五入</u>	
					価額調整式に使用	
						取得価額を適用す
						取引日の東京証券
						の普通株式の普通
				0.01721	WWAPの平均値とす	
						<u>。</u> し計算を行った結
						整前取得価額との
						まるときは、取得
				価額の	調整はこれを行わ	っない。但し本(e)
				により	不要とされた調整	は繰り越されて、
				その後	の調整の計算にお	いて斟酌される。

現 行 定 款 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額反び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」を「上限取得価額」及は「下限取得価額」を「上限で輸入を選定を準用して同様の調整を行う。 (金銭及びD種種類株式を対価取得請求目(以下に定義される。)の30取引且前までに本会社に対して事面による通知(撤回不能とする。以下「D種種類株式等対価取得請求事前通知」という。)を行った上で、全銭及びD種種類株式の変付と換えに、その有するC種種類株式の変付と別表えに、その有するC種種類株式の変付と別表えに、生の有するC種種類株式の変付と別表えに、生命の有するC種種類株式の変付の報題株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式等数値取得請求がな方をと当該D種種類株主に対して交付するした。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるC種類様とに対して分析の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種類株の計算及び同項第3号に定める日刺末払優先の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種類株式等対価取得請求がな方を、当該の種類株式等対価取得請求がな方を、当該の種類株式等対価取得請求がな方とれたC種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式等対価取得請求がななれていたのといたのといたのといたのといたのといたのといたのといたのといたのといたのと	(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」と、「上限取得価額」と、「上限取得価額」と、「上限取得価額」と、「上限取得価額」と、「企業の日本をでは、「一個種類株式を対価を持った。」と、「一個種類株式を対価を持った。」と、「一個種類株式を対価取得請求目(以下に定義される。」の30取引目前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「互種種類株式の全部又上す。」という。」を行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の全部又上す。という。」を行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の全部又上す。」という。」ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式の参和とおいて、当該D種種類株式の数に区種類条式等対価取得請求に係るのと引援をに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式の数に区種類条財産分配を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式を、当該D種種類株式の数に区種類条財産分配を乗して利られる額及び次号に定めると引援を乗したがでは、第2項第(1)号に定める日割産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式を、当該C種種類株式のとで、10号に定める日割産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式を、第2項第(1)号に定める日割産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が必力を生じた日」(以下「D種種類株式等対価取得請求がとれたて種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求がなされたて種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求がなされたて種種類株式の取得と引換えで交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求がなされた「全種種類株式の取得と引換えで交付すること、C種種類株式の取得と引ながなされた「全種種類株式の取得と引ながなされた「全種種類株式の数に応じた比例按分の方法ににより、C種種類株式を取得されなかった「全種類様式については、D種種類株式を取得されなかった「全種種類株式を取得されなかった「全種類様式については、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を取得されなかった「全種種類株式の数に応じた比例接分のも方法に近い取得されなかった「全種種類株式を取得されなかった」「D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種種類株式を取得されなかった「全種種類株式を対しては、D種種類株式を対しては、D種類様式で対しては、D種種類様式で対しては、D種種類様式で対しては、D種種類様式等対しては、D種種類様式等対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D種類様式で対しては、D本では、D種類様式では、D種類様式で対しては、D本では、D本では、D本では、D本では、D本では、D本では、D本では、D本で	現 行					
会には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」で、 は「下限取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」で、 規定を準用して同様の調整を行う。。 (金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権) 5. (1) C種種類株式等対価取得請求日(以下に定義される。)の30取引目前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「D種種類株式等対価取得請求事前通知という。と行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の交付と引換えに、その有するこを積減すすることを情求すること(以下「D種種類株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する艦両内において、当該D種種類株式の数にC種残余財産分配を取得するのとり、会数のD種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式を支い当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定める「種類株主に対して交付するものとする」なお、本号においては、第2項第(1)号に定める「種類株主配当会担当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日、「D種種類株式等対価取得請求が多さるのとする」なお、本号においては、第2項第(1)号に定める「利ま払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が立るり、と読み替えて、C種類様式等対価を得請求も個と問題を開まれていまり、という。)と読み替えて、C種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式等対価取得請求がならわまり、日種種類株式等対価取得請求がならわまり、日種種類株式等対価取得請求がならわまり、日本に対する分配可能額を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がならわまり、日本に対するの取得が表するのないます。	合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」区 注「下限取得価額」区 法		定	款	変	更	案
かかる方法に従い取得されなかったC種種類	求がなされなかったものとみなす。				会いは規及のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	上、日本のでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、	限限え行る期請ま不請会と又下)類取内求配のでに配る余をじ計積額取換種額得比すか式得得上。得以日にと事に換一面で式すおは、当時間は「おければ、知て、取類も価と、種では当日財「た諸未経・財」と、一般では、日日日日日ので式するいるとを、主は、日日日日日のでは、日日日日日のでは、日日日日日のでは、日日日日日日のでは、日日日日日日日日日日
株式については、D種種類株式等対価取得請	求がなされなかったものとみなす。						

<u>交付するD</u> 等対価取得		D種種類株式
等対価取得	請求日が、(i)平成	
		26年 8 目 1 日
<u> </u>	む。) から平成27年	20年 0 月 1 日
(同日を含む		7月31日(同
日を含む。)	までのいずれかの	日である場合
においては、	D種種類株式等対	価取得請求に
係るC種種	頃株式の数に0.05を	・乗じて得られ
<u>る数、(ii)</u>	平成27年8月1日	日(同日を含
<u>む。)から</u>	平成28年7月31日	日 (同日を含
<u> </u>	のいずれかの日であ	
	種類株式等対価取得	
<u></u>	の数に0.08を乗じて	
		<u>を含む。) か</u>
	7月31日(同日を含	
	日である場合におい	
	価取得請求に係るC	
	乗じて得られる数 <u>、</u> ヨロな会な、) から	(iv)平成29年
		平成30年7月
31日 (同日: なる担合)に	を含む。)までのい おいては、D種種類	対れかの日で
	ねいては、D僅僅短 るC種種類株式の数	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	るC僅僅短休式の剱 数、(v)平成30年 8	
	<u> </u>	
	<u> ハウィ灰の中・カの</u> のいずれかの日であ	
	種類株式等対価取得	
	の数に0.25を乗じて	
	年8月1日 (同日を	
においては、	D種種類株式等対	価取得請求に
係るC種種	頃株式の数に0.31を	乗じて得られ
る数とする。	また、D種種類株	式等対価取得
請求に係る。	C種種類株式の取得	と引換えに交
付するD種	種類株式の合計数に	1株に満たな
い端数がある	るときは、これを切	〕り捨てるもの
<u>とし、この</u>	場合においては、会	会社法第167条
第3項に定る	める金銭の交付は行	わない。

現	行	定	款	変	更	案
				会社の取締役会 いて「金銭対化 とをもって、(償還日の60取 不能とする。) 囲内において、 の全部(但し6 到来に先立ち、	する取得条項) 平成27年8月1日 会が別に定める日 価償還日」という。 C種種類株主等に 引日前までに書面 を行った上で、 金銭を対価とし C種種類株主が、 前項に定めるD るD種種類株式等	(以下、本条にお 、)が到来するこ 対して、金銭対価 による通知(撤回 法令の許容する範 て、C種種類株式 金銭対価償還日の 種種類株式等対価

通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価 取得請求に係るC種種類株式を除く。)を取得す ることができる(以下、本条において「金銭対価 償還」という。) ものとし、本会社は、当該金銭 対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換 えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数 に(i) C 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額 に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並び に(ii) C種累積未払配当金相当額及び第2項第 (3) 号に定める日割未払優先配当金額の合計額を 乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対し て交付するものとする。なお、本項においては、 金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含 む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余金 の配当が行われる時点までの間である場合は、当 該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行わ れないものとみなしてC種累積未払配当金相当額 を計算し、第2項第(3)号に定める日割未払優先 配当金額の計算における「残余財産の分配が行わ れる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償 環日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計 算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式 の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない 端数があるときは、これを切り捨てるものとす る。

現	行	定	款		変	更	案
				の日に 区分に ① 子 ② ユ ③ ユ	に該当するが に応じて、」 P成27年8 : 1.12 F成28年8 : 1.18 F成29年8 : 1.24	か又はいずれの 以下の各号に定 月1日から平成 月1日から平成 月1日から平成	i還日が以下の各号 期間に属するかの める数値をいう。 28年7月31日まで 29年7月31日まで 30年7月31日まで 31年7月31日まで
	(新	設)		⑤ \(\) (譲渡制 \(\) (飞和 \(\) (社の \(\) 第13条 \(\)	<u>: 1.30</u> 平成31年 8 <u>制限)</u> 重種類株式2 取締役会のを ひち (D種種 仕の発行する	月1日以降 を譲渡により取 承認を受けなけ 種類株式)	: 1.38 : 1.38 : 得するには、本会 ればならない。 この内容は次のとお

現 行 定 款 変 更 宏 (剰余金の配当) 1. (1) 本会社は、D種種類株式の発行日(D種種 類株式が最初に発行された日をいう。以下同 じ。) (同日を含む。) からその2年後の応 当日の前日(同日を含む。)までの間(以下 「D種優先配当期間」という。)、 優先配当年度(以下に定義する。)に属する 日を基準日として剰余金の配当をするとき は、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は 記録されたD種種類株式を有する株主(以下 「D種種類株主」という。) 又はD種種類株 式の登録株式質権者(D種種類株主と併せて 以下「D種種類株主等」という。)に対し 第13条の7第1項に定める支払順位に従い、 D種種類株式1株につき、次号に定める額の 金銭による剰余金の配当(かかる配当により 支払われる金銭を、以下「D種優先配当金」 という。)を行う。なお、D種優先配当金 に、各D種種類株主等が権利を有するD種種 類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が 生じるときは、当該端数は切り捨てる。D種 優先配当年度とは、(i) D 種種類株式の発行 日(同日を含む。)から同日の属する事業年 度の末日(同日を含む。)までの期間、(ii) D種優先配当期間の末日が属する事業年度の 初日(同日を含む。) からD種優先配当期間 の末日(同日を含む。)までの期間、及び (iii)上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に 定める事業年度の間の事業年度(もしあれ ば。)の初日(同日を含む。)から末日(同 日を含む。) までの期間 (上記(i)に定める 事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間に 複数の事業年度がある場合には、かかる各事 業年度の初日(同日を含む。)から末日(同

日を含む。)までの各期間)をいう。

現	行	定	款	変	更	案
				の 最し、 (a) 1,00 (a) 1,00 (b) 2 金でのの配のDDD (c) 2 のの配のDDD (c) 3 ののことをに優先計算当	小数第2位を四捨 10,000円(以下、 1相当額」という。 出した額の金銭に 当の基準日の属す 日(同日を含む。 の基準日(同日を をとして日割計算に する。但し当該剰 するの基準日より 種種類株主等に対 は、D種種類株式 当金の額は、その 配当金(但し本号	りとする。除算は 数第2位まで計算 五入する。 本条において「払 ・ 後において「払 ・ 6.0%を乗余 ついて優先該剰余の 会力をら)まで担合さる。) を365日む出さの基準 日よりの配当の当準日とし 1株当におけるDト (b)に従ってD種 をは、本(a)に従 きは、数の合計

現	行	定	款	変	更	案
				当準かの合優さ時式(b)に 日本を、金めいわ第又る第 (3) 日は当定な行法当れ条 (3) 日は当定な行法当れ条	」という。)の翌日 当該剰余金の配当が に本会社がD種種類 、配当基準日を基準 配当金の額は、本号 る額に、当該剰余金 の直前において発行 本会社が有するもの こおいて同じ。)の 終了時点において発 の数で除して得られ る金額とする。 社は、あるD種優先 準日として剰余金の 種種類株主等に対し びD種累積未払配当	において「配当基 (同日を含む。) 行われる取号点また場 行われる取得行してかれ類様として従って行種種以当種種でのから。配当を当りのでは、一般であるののででは、一般である。 をき込みのを表ののででは、当年をは、当年をは、当年をは、当年をは、当年をは、当年をは、当年をは、当年を

現	行	定	款	変	更	案
				<u>(4) あるD</u>	種優先配当年度に	属する日を基準日
				としてロ	種種類株主等に対	して行われた1株
				<u>当たりの</u>	剰余金の配当(当	該D種優先配当年
				度より前	JのD種優先配当年	度に係るD種優先
				配当金に	つき本号に従い累	積したD種累積未
				払配当金	相当額(以下に定	義される。)の配
				当を除く	。また、第(2)号(b)に従ってD種優
				<u> </u> 先配当金	を計算したときは	、第(2)号(a)に従
				<u>い計算さ</u>	れるD種優先配当	金の額の剰余金の
				配当が行	Fわれたものとみな	す。) の総額が、
				当該D種	優先配当年度に係	るD種優先配当金
				の額(当	i該D種優先配当年	度の末日を基準日
				とする乗	余金の配当が行わ	れると仮定した場
				合におい	いて、第(2)号(a)に	従い計算されるD
				種優先配	<u>!当金の額をいう。</u>	但しかかる計算に
				おいては	t、第(2)号(a)但書	の規定は適用され
				<u>ないもの</u>	として計算するも	
				しないと	C 1411	
					の末日の翌日以降	//// (1-04/-
]の経過後を含む。)に累積する。こ
					71.15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (種優先配当年度の
						但し当該D種優先
				<u> </u>	の末日に事業年度	
					i該D種優先配当年	
				事業年度		
				<u>を含む。</u>)以降においては	
					毎の複利計算によ	
				<u> </u>	<u>金額とする。なお</u>	
					日とした日割計算り	
					は最後に行い、円	
				まで計算		2位を四捨五入す
					に従い累積する金	
				12 () 1		<u>いう。) について</u>
					<u> </u>	
				1.1.212	3条の7第1項に定 3条の7第1項に定	
				<u>い、</u> D種	種類株主等に対し	(配当する。

現	行	定	款	変	更	案
				(5) D種優	先配当期間経過後	の配当
				(a) 本会	社は、D種優先配	当期間の末日の翌
				日 (同	日を含む。)以降	の日を基準日とし
				て剰余	金の配当をすると	きは、当該基準日
				の最終の	の株主名簿に記載	又は記録されたD
				種種類	株主等に対し、D	種種類株式1株に
				つき、	D種払込金相当額	[に本号(b)に定め
				<u>る配当</u>	率(以下「D種語	普通配当率」とい
				<u>う。)</u>	を乗じて算出し7	た額の金銭 (以下
				<u>「D種</u>	普通配当金」とい	う。) の配当を、
				第13条	の7第1項に定め	る支払順位に従っ
				<u>て行う。</u>	, <u></u>	配当金に、各D種
						るD種種類株式の
				数を乗		満の端数が生じる
				ときは、	、当該端数は切り	
						該基準日に係る普
						金の配当の金額
				-		して3取引目前の
						立つ連続する20取
				<u>引日()</u>		当率算定期間」と
				いう。)		所が発表する本会
						引のVWAPの平均値
					未満小数第2位ま 位を四捨五入する	
						<u>。なお、D種普通</u> 項第(5)号に規定
					21.7=2,741.4 1 . 21.	当該VWAPの平均値
						国該VWAPの平均値 本会社が適当と判
					第の方に早して 値に調整される。	<u> </u>
					<u> 但に明金される。</u> とする。	/ CWC C4040
				<u>に比等。</u>	<u> 7 20</u>	

				1 .		
現	行	定	款	変	更	案
				(残余財産の分配)	
				2. (1) 本会社は	、残余財産を分	配するときは、D
				<u>種種類株主</u>	等に対し、第13	条の7第2項に定
				める支払順	位に従い、D種	種類株式1株につ
				き、払込金	額相当額に、D	種累積未払配当金
				相当額及び	第(3)号に定め	る日割未払優先配
				当金額を加	えた額(以下「	D種残余財産分配
					。)の金銭を支	7>0 1
				おいては、	残余財産の分配	が行われる日(以
						」という。)が配
						む。) から当該配
						余金の配当が行わ
				 	での間である場	
						の配当は行われな
						未払配当金相当額
						余財産分配額に、
						有するD種種類株
						未満の端数が生じ
				-	当該端数は切り	
						は、前号のほか、
					分配は行わない	
						の日割未払優先配
						先配当期間内の場
						D種優先配当年度
						としてD種優先配
					がなされたと仮	
				2 12 17 17 1		れるD種優先配当
						種優先配当期間経
					は、零とする。	-
				(議決権) 2 D種種類性主	け 注入に明矾	の字みのなる担合
						の定めのある場合
				を除き、株主総	云においく議次	惟を有しない。

現	行	定	款	変	更	案
現	行	定	款	(普通) 第 (4) 1 (1)	歴とするは、には、 (2) 号(a) にに「(2) 号 (3) ときにいい。 (4) といい。 (5) ときにいい。 (5) ときにいい。 (6) ときにいい。 (7) といい。 (7) といい。 (8) といい。 (8) ときには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	権) も、本の普通は大式」 は、大いとでは、いきでいる。 を、大いとでは、いきでいる。 を、大いとでは、いきでは、いきでいる。 は、大いとでは、では、いきでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
				通株式 <i>0</i> るとき <i>1</i>	の合計数に1株に は、これを切り捨	喚えに交付する普 満たない端数があ てるものとし、こ 法第167条第3項
					る金銭の交付は行	

現	行	定	款	変	更	案
				(b) (i) I) 種種類株式の取	得と引換えに交付
				する請	求対象普通株式等	のうち、普通株式
				<u>の数は</u>	、普通株式等対価	取得請求に係るD
				種種類	株式の数に、払込	金額相当額を乗じ
				て得ら	れる額を、次号ア	5至第(6)号で定め
				る取得	価額で除して得ら	れる数とする。ま
				<u>た、普</u>	通株式等対価取得	請求に係るD種種
				類株式	の取得と引換えに	交付する普通株式
				の合計	数に1株に満たな	い端数があるとき
				<u>は、こ</u>	れを切り捨てるも	のとし、この場合
				<u>におい</u>	ては、会社法第1	67条第3項に定め
				る金銭	の交付は行わない	。(ii)D種種類株
				-		する請求対象普通
				株式等	のうち、金銭の額	は、当該普通株式
				等対価	取得請求に係る	D種種類株式の数
						相当額及び日割未
						額を乗じて得られ
				-	する。なお、本()	
						種累積未払配当金
						<u> (3) 号に定める日</u>
						算における「残余
					分配が行われる日	
						請求が効力を生じ
						割未払優先配当金
						普通株式等対価取
						類株式の取得と引
					交付することとな 笠景毎鬼得詩式が	
						効力を生じた日に
					分配可能額を超え 対価取得請求がな	
					<u> 対価取得請求がな</u> に応じた比例按分	<u>されたD種種類株</u> の方法により、 D
					に応した比例接分 株式を取得するも	
						たD種種類株式に
						価取得請求がなさ
				-	<u>は、音通体式等料</u> ったものとみなす	
				40/2/13	ンに ひいこかほり	0

日 (当該日が取引日でない場合には翌取引 とする。以下、本条において「取得価額修 日」という。)において、各取得価額修正	現行定款変更案
いて「取得価額算定期間」という。)の東 証券取引所が発表する本会社の普通株式の 通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2 まで算出し、その小数第2位を四捨五入 る。なお、取得価額算定期間中に次号に規 する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値 次号に準じて本会社が適当と判断する値に 整される。)の92%に相当する額(円位未 小数第2位まで算出し、その小数第2位を 捨五入する。)に修正され(以下、かかる 正後の取得価額を本条において「修正後取 価額」という。)、修正後取得価額は同日 り適用される。但し修正後取得価額が28.5 (但し第(6)号の調整を受ける。以下、本 において「下限取得価額」という。)を下 る場合には、修正後取得価額は下限取得価 とし、また、修正後取得価額が85.4円(但	(3) 取得価額は、当初、56.9円とする。 (4) 取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15 目(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位を可捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)の92%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が28.5円(但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額は785.4円(但し

現	行	 定	款	変	更	 案
				(5) 取得価額	の調整	
						生した場合には、
				<u> </u>	[以下のとわり]	取得価額を調整す
					5件式につき件式	の分割又は株式無
						次の算式により取
				-		お、株式無償割当
						式における「分割
				-		は「無償割当て前
						しその時点で本会
				2-11-0	自虚体の数(E 	
						式数」は「無償割
						数(但しその時点
						る普通株式を除
					」とそれぞれ読	
				<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> <u>取得価額</u> >	分割前発行済 <u>普通株式数</u> 分割後発行済 普通株式数
				調整後	取得価額は、株	式の分割に係る基
				準日の	翌日又は株式無	償割当ての効力が
				生ずる	日(株式無償割	当てに係る基準日
				<u>を定め</u>	た場合は当該基	準日の翌日) 以降
				<u>これを</u>	·適用する。	
				② 普通	通株式につき株 式	式の併合をする場
				<u>合、次</u>	ての算式により、	取得価額を調整す
				<u>る。</u>		
				<u>調整後</u> 取得価額	= <u>調整前</u> <u>取得価額</u> >	併合前発行済 普通株式数併合後発行済 普通株式数
					:取得価額は、株 日以降これを適	式の併合の効力が 用する。

				Т		
現	行	定	款	変	更	案
				3	本号(d)に定め	る普通株式1株当たり
					の時価を下回る批	ム込金額をもって普通株
					式を発行又は本会	社が保有する普通株式
					を処分する場合	(株式無償割当ての場
					合、普通株式の交	で付と引換えに取得され
					る株式若しくは新	所株予約権(新株予約権
					付社債に付された	こものを含む。以下本号
					において同じ。)	の取得による場合、普
						ける新株予約権の行使に
					よる場合又は合併	
						<u> </u>
					除く。)、次の第	11. (3.11 1211. 12.
					て「取得価額調整	<u> </u>
					取得価額を調整す	
						とり払込金額」は、金銭
					以外の財産を出	
					は、当該財産の通整後取得価額は、	<u> </u>
						払込期日 (払込期間を 該払込期間の最終日)
						日該払込期間の取於日) に株主への割当てに係る
					<u> </u>	場合は当該基準日(以
					<u> </u>	
					1 () > ()	降これを適用する。な
						する普通株式を処分す
						D算式における「新たに
					発行する普通株式	
						普通株式の数」、「本会
					社が保有する普通	通株式の数」は「処分前
						が保有する普通株式の
1					数」とそれぞれ読	売み替える <u>.</u>
						新たに発行する普 <u>通株式の数</u>
					(発行済普	<u>×</u>
					数一	払込金額
				3m +4- ///	本会社が保	
					周整前 ×	画株式数-本会社が保有する普
					()0111111111	通株式の数)
					<u>+ 新た</u>	に発行する普通株式の数

現	行	定	款	変	更	案
				④ 本:	会社に取得をさせ	ることにより又は
				本会	社に取得されるこ	ことにより、本号
				(d) 13	に定める普通株式	1株当たりの時価
				を下	回る普通株式1株	当たりの取得価額
				<u>をも</u>	って普通株式の交	付を受けることが
				<u>でき</u>	る株式を発行又は	処分する場合(株
				式無	償割当ての場合を	含む。)、かかる
				株式	の払込期日(払込	期間を定めた場合
				には	当該払込期間の最	終日。以下本④に
				<u>おい</u>	て同じ。)に、株	式無償割当ての場
				<u>合に</u>	はその効力が生ず	さ日 (株式無償割
				<u>当て</u>	に係る基準日を定	めた場合は当該基
				進日.	2 2 1 1 0 1 1 2	.,,
				<u>た株</u>	主割当日がある場	合はその日に、発
				行又	は処分される株式	の全てが当初の条
						が交付されたもの
				- 		整式において「1
						してかかる価額を
					して計算される額	
					する。調整後取得	
						割当ての場合には
				I	<u>効力が生ずる日の</u>	
						はその日の翌日以
						上記にかかわら
						される普通株式の
						定していない場合
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	調整後取得価額は	
						処分される株式の
				-		時点の条件で取得
					普通株式が交付さ	
					<u>出するものとし、</u> の翌日以降これを	
				/こ日	<u>い立日以降し</u> 礼を	週用 9 る。_

現	行	定	款	変	更	至	ž.
					さの行の該に定るこ(む新力係以割るれも「1株の使額株権る場る際の取て件交とこ額れ新使財財おめ価と新。株がる下当新又の1株予普用と予無日合。し時得発で付しれのる株に産産いる額が株)予生基本日株はと株当約通しす約償のに上て点価行行さ、を調こ予際をのて普をで予、約ず準⑤が予取み当た権株てる権割翌は記交で額さ使れ当適整と約し出適同通もき約か権る日にあ約得なたりの式計。の当日そに付確はれさた該用は、権て資正じ株つる教権を得している。対て教権を行うに対している。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対し、対策を持ている。対域の対域に対し、対策を持ている。対域の対域に対しては、対策を対し、対策を対象が対策を対し、対策を対策を対象が対策を対象が対象が対象が対策を対象が対象が対象が対象が対象が対策を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	以上では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	株予金に以る価をす場当は割基ま発で付に普価れ合後が新力目をは価、点当約銭は下(を受る合日を当準た行行さお通額る計取か株がが適行が調にた権以、本d)下け場をにのて日株さ使れい株と財額得る予生あ用使上整おりの外当⑤に回る合含、効に。主れさたで式新産を価新約ずるすに記後い

-TB	<i>z.</i> —	,	+:/-	-de-		<i>#</i>
現 	行	定	款	変	更	案
					_	こよるほか、本(b)
				①乃至(③のいずれかに該	当する場合には、
				本会社	はD種種類株主等	に対して、あらか
				じめ書		びにその事由、調
				整後取	4 11 10 11 10 11	及びその他必要な
						価額の調整を適切
					ものとする。	Is follow a small of
				<u>① 合作</u>		式交換による他の
					会社の発行済株式	
				<u>式移</u>	F-11 24 24 24 E-11 24	収分割による他の
						て有する権利義務
						承継又は新設分割
				-	めに取停価額の調	整を必要とすると
				<u>き。</u>	月年婚み、調動小べ	・キ車中がりついし
				相接	得価額を調整すべ	
				111450		<u>の事由に基づく調</u> に当たり使用すべ
				-		事由による影響を
					<u>画に っさ、他のの</u> する必要があると	
						<u>こ。</u> 株式数(但し本会
				<u>し</u> 計が		
				12277	71117 U D D ZEP11F (を生ずる事由の発
						調整を必要とする
				<u>エに</u> とき。		WHE CALCE TO
					_	て計算が必要な場
					円位未満小数第2	
				の小数	第2位を四捨五入	.する。
				(d) 取得(価額調整式に使用	する普通株式1株
				当たりの	の時価は、調整後	:取得価額を適用す
				る日に	先立つ連続する20	取引日の東京証券
				取引所	が発表する本会社	:の普通株式の普通
				取引の	/WAPの平均値とす	·る。
				(e) 取得	価額の調整に際	し計算を行った結
				果、調	整後取得価額と調	整前取得価額との
				差額が	0.1円未満にとど	まるときは、取得
				価額の	調整はこれを行わ	oない。但し本(e)
				により?	不要とされた調整	は繰り越されて、
				その後(の調整の計算にお	いて斟酌される。

現	行	定	款	変	更	案
				(6) 前号の	規定により取得価	額の調整を行う場
				<u>合には、</u>	上限取得価額及び	下限取得価額につ
				いても、	「取得価額」を「	上限取得価額」又
				は「下限]	取得価額」に読み	替えた上で前号の
				規定を準	用して同様の調整	<u>を行う。</u>
				(金銭を対価と	する取得請求権)	
				5. (1) D種種	類株主は、平成32	年7月31日以降の
				日を取得	日(以下、本条に	おいて「償還請求
				日」とい	う。) としていつ	でも、償還請求日
				<u>の30取引</u>	目前までに本会社	に対して書面によ
				る通知(撤回不能とする。	以下「D種種類株
				式償還請	求事前通知」とい	<u>う。)を行った上</u>
				で、本会	社に対して、金貨	<u> 桟の交付と引換え</u>
				に、その	有するD種種類株	式の全部又は一部
				を取得す	ることを請求する	こと(以下、本条
				<u>において</u>	「償還請求」とい	<u>う。)ができるも</u>
				のとし、	本会社は、当該償	還請求に係るD種
				種類株式:	を取得するのと引	換えに、法令の許
				容する範[囲内において、当	該償還請求に係る
				D種種類	株式の数に次号に	定めるD種種類株
				式1株当	たりの償還価額を	乗じて得られる額
				の金銭を、	、当該D種種類株	主に対して交付す
				<u>るものと</u>	する。但し当該償	<u>還請求がなされた</u>
				D種種類	株式の取得と引換	えに交付すること
				となる金色	銭の額が、償還請	求日における分配
				可能額を	超える場合には、	償還請求がなされ
				たD種種類	類株式の数に応じ	た比例按分の方法
				<u>により、</u>	D種種類株式を取	得するものとし、
					法に従い取得され	,— <u>,— ,— ,— ,</u>
					いては、償還請求	がなされなかった
				<u>ものとみ</u> ;	<u>なす。</u>	

現	行	定	款	変	更	案
				(2) D種種	類株式1株当たり	の償還価額は、以
						づいて算定される
				額のうち	、高い価額とする	0
				(算式)		
				(i) 払込	金額相当額+D種	累積未払配当金相
				当額	+D種日割未払優	先配当金額
				(ii)払込	金額相当額×(1	+(パリティー1)
				×0.2	25) + D種累積未払	4配当金相当額
				+ D ²	種日割未払優先配	当金額
				上記算式	(i)(ii)において、	、償還請求日が配
				当基準日	の翌日(同日を含	む。)から当該配
				当基準日	を基準日とした剰	余金の配当が行わ
				れる時点	までの間である場	合は、当該配当基
				準日を基	準日とする剰余金	の配当は行われな
				いものと	みなしてD種累積	未払配当金相当額
				を計算す	<u>る。</u>	
				上記算式	(i)(ii)における	「D種日割未払優
				<u> </u> 先配当金	額」は、償還請求	日がD種優先配当
				期間内の	場合は、当該償還	請求日の属するD
				種優先配	当年度において、	償還請求日を基準
				日として	優先配当金の支払	がなされたと仮定
				した場合	に、第1項第(2)号	号(a)に従い計算さ
				れる優先	配当金額相当額と	し、償還請求日が
					配当期間経過後の	の場合は、零とす
				<u>る。</u>		
					記算式(ii)におり	
						事前通知を行った
						値をD種種類株式
						日において有効な
					14 11-101	(小数第2位まで
				21.1.1.1	その小数第2位を	四绺五人する。)
				とする。		
				(譲渡制限)		ZB 15 2 15 2 1 . A
						得するには、本会
				社の取締役会	の承認を受けなけ	れはならない。

現行定	款	7fc	₩	<i>₩</i>
		変	更	<u>案</u>
(新設)			(株式の分割又は併	合、募集株式の割当
		て等)	. 1515/514.4	任任你出去 2任任
			A種種類株式、B	
				いて株式の分割又は
		併合を行っ		任任拓州十 〇任任
			、A種種類株主、B はD種種類株主には	
		223777-1127-41	_{はD俚俚類休主には} 権利又は募集新株予	- 22.2(11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
		<u>を支ける</u> る権利を		が惟り削ヨくを文り
		本会社は、	チんない。 、A種種類株主、B	種種類株主、C種種
			、A僅僅類休主、B はD種種類株主には	
			的権無償割当てを行	
(新設)		第13条の7	(優先順位)	<u> </u>
(VI BA)			先配当金、B種優先	配当金、C種優先配
			種優先配当金、B種	
		額、C種!	累積未払配当金相当	額、D種累積未払配
		当金相当	額、D種普通配当金	及び普通株式を有す
		る株主又は	は普通株式の登録株	式質権者(以下「普
		通株主等」	」と総称する。)に	対する剰余金の配当
		の支払順位	立は、C種累積未払	配当金相当額及びD
		種累積未	払配当金相当額が第	1順位(それらの間
		では同順位	位)、C種優先配当	金及びD種優先配当
		金が第2	順位(それらの間で	は同順位)、A種優
		<u> </u> 先配当金、	、B種優先配当金及	びB種累積未払配当
				の間では同順位)、
			配当金及び普通株主	
		配当が第	4 順位 (それらの間	間では同順位)とす
		<u>3.</u>	lee Lil. Iv. — we we lee Lil.	b - see see de lee la la
			類株式、B種種類株	
			株式及び普通株式に	
			位は、C種種類株式	
			財産の分配を第1順	
		<u>同順位)、</u> 第 2 順位、		る残余財産の分配を
		第3順位、		<u>る残余財産の分配を</u> 余財産の分配を第4
		順位とする		<u> 示別性ツガ肌で 男 4</u>
		川月114. С 9 ′	<u>a) </u>	

現行定款	変 更 案
(新設)	3. 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。 第19条の2 (種類株主総会) 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 第15条、第16条、第17条第1項、第18条及び第19条は、種類株主総会にこれを準用する。 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用す
(新設)	る。 第28条(取締役の責任免除) 1. 本会社は会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった 者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>28</u> 条~第 <u>33</u> 条(条文省略) (新設)	第29条〜第34条 (現行どおり) 第35条(監査役の責任免除) 1. 本会社は会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役(監査役であった 者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>34</u> 条~第 <u>37</u> 条(条文省略)	

第2号議案 第三者割当による募集株式の募集事項の決定の委任の件

本議案は、下記1. に記載の理由により、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による募集株式(A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式)の発行に関し、下記2. の要領により募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合は、本定時株主総会後に開催予定の当社取締役会において募集事項の決定を行い、下記 2. に記載のとおり、A種種類株式21,740株を株式会社三菱東京UFJ銀行に、B種種類株式5,759株を株式会社みずほ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社に、C種種類株式10,000株をジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といいます。)に、それぞれ割り当てて発行することを予定しております。なお、本種類株式の払込期日は、平成26年7月31日を予定しておりますが、平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更されることがあります。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

(1) 割当予定先を選定した理由

当社グループの歩みは、明治22年尼崎紡績の創業に始まり、大正7年以降は三大 紡績の一つである大日本紡績として日本の繊維産業を支え、昭和44年の日本レイョ ンとの合併によって、当社が誕生しました。現在、当社は、高分子事業をコア事業 とする国内屈指の素材メーカーであり、特にナイロンフィルムにおいては、国内・ アジア地域において圧倒的なシェアを有しております。

尼崎紡績の誕生から125年、当社誕生より45年を迎え、我が国経済を取り巻く環境はその間にも大きく変化しており、創業事業である繊維事業は、日本の産業構造の変遷に伴い、厳しい事業環境に晒されており、当社は20年来、繊維事業を縮小すると同時に、高収益事業である高分子事業へ軸足を徐々に移行してまいりました。

平成24年5月には、それまでの徹底した構造改革の継続、成長へ向かう強固な基盤構築のために、当社の「あるべき姿」として位置づけた長期ビジョン「ビジョン2020」、及び現行中期経営計画「Change & Challenge '14」(平成24年~平成26年)を策定し、機能資材メーカーとしての基盤強化と低採算事業の収益改善を図るべく、計画達成に向け全力で取り組んでまいりました。その結果、一定の改善はみられたものの、平成24年度は、長引く円高の影響から輸出環境は改善せず、また国内消費も力強さに欠き、平成25年度後半においては、急激な円高是正による景気底上げの期待感も高まりましたが、輸入財を主とする原材料費が上昇するなど、経営

環境は引き続き厳しい状況を強いられ、中期経営計画はその達成が困難になりました。

かかる状況下、我が国がアベノミクスによる構造改革に取り組む中で、日本の繊維産業の草分けとして、微力ながらこれまで我が国経済の発展の一部を担ってきた当社としても、今一度我が国経済や社会への貢献のあり方を検討してまいりました。その検討結果として、当社は、'倹素にして困苦艱難に耐え、創意工夫、変化と革新'を旨とした中興の祖である菊池恭三が掲げた精神に立ち返り、未来永劫我が国経済の発展に貢献できる企業としてあり続けるべく、創業事業である繊維事業からの大幅な撤退を含む聖域なき構造改革を断行する決意に至りました。

具体的には、新中期経営計画(以下「本計画」といいます。)を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指してまいります。大胆な事業ポートフォリオ改革には、多額の自己資本の毀損を伴うこと、また成長分野への積極的な投資を行い一刻も早い抜本的な成長戦略へのシフトを可能とするために、当社は、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行及び三菱UFJ信託銀行(以下、あわせて「本件引受金融機関」といいます。)に対してA種種類株式及びB種種類株式を発行し金融支援を受けると同時に、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針に賛同いただけるJISからのC種種類株式による資金調達を行います。

かかる本件引受金融機関による金融支援により、大胆な事業ポートフォリオ改革を完遂させると同時に、JISからの出資金を成長事業へ積極的に投資することで成長戦略を加速させ、将来にわたる当社の持続的成長を揺るぎないものとし、本計画の着実な達成を通じて企業価値の最大化に取り組んでまいります。

当社は、以上のとおり、本計画を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指すため、本種類株式を発行いたします。

なお、当社とJISとの間では、当社に対する出資に関する事項について、平成 26年5月26日付で投資契約(以下「本契約」といいます。)を締結しており、その 概要は以下のとおりです。

① 当社の遵守事項

当社は、一定の条件の下、(1)当社が本計画が達成されるよう合理的な最善の

努力を尽くすこと、(2) IISがC種種類株式を一定数以上保有する限り、原則 として、当社及び当社の子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、 剰余金の配当、一定の重要な資産・事業等の取得又は処分、一定の組織再編行為、 一定の借入・保証等、倒産処理手続きの申立等、本計画の変更、本計画の実行の ための外部専門家の起用、その他株主総会の特別決議を要する行為等の重要な行 為を当社又は当社の連結子会社が行う場合に、「ISの事前の承諾を得ること (但し、 | I S はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされ ています。)、(3) ГІЅと共同で、本計画の進捗状況等を確認又は協議するた めのモニタリング会議を設置・開催すること、(4) JISが指名する者各1名を 非常勤の社外取締役及び社外監査役の候補者とすること、(5) C 種種類株式に係 る剰余金の分配及び取得請求権の行使の対価としての金銭の交付を実現するため の資金及び分配可能額を創出するべく必要な措置をとるよう合理的に努力するこ と、(6)当社及び当社子会社が当事者となっている借入契約等に規定されている 財務制限条項の違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、本計画の抜本的 な改善を行うこと、(7) IISに対して、法令遵守状況等の一定の報告を行うこ 式の借株を受けることができるよう実務上可能な限り協力すること等を、JIS に誓約しています。

② 取得請求権の行使制限

JISは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、C種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、JISは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、C種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。なお、JISが、平成29年7月31日までの間、その保有するC種種類株式の全部又は一部につき譲渡又は処分する場合、JISは、あらかじめその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権並びに金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

③ 払込義務の前提条件

第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「第三者割当による募集株式の募集事項の決定の委任の件」、第3号議案「資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の件」、第5号議案「取締役5名選任の件」のうち齋藤進一

氏の選任及び第6号議案「監査役2名選任の件」のうち高 捷雄氏の選任が本定 時株主総会において承認されること、A種種類株式及びB種種類株式の株式引受 契約書が締結されること、借入先金融機関から債務残高の維持を目的とした債務 返済条件の変更等に関する同意書を取得していること等が、JISによるC種種 類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、プライスウォーターハウスクーパース株式会社(以下「PwC」といいます。)に対して本種類株式の価値分析を依頼した上で、PwCより、本種類株式の価値分析報告書(以下「本価値分析報告書」といいます。)を取得しております。PwCは、一定の前提(本種類株式の配当条件、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、当社の株価及び株価変動率、クレジットコスト、流動性等)の下、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しております。本価値分析報告書においては、A種種類株式1株当たりの価格は677千円~718千円、B種種類株式1株当たりの価格は933千円~944千円、C種種類株式1株当たりの価格は1,051千円~1,060千円とされております。

なお、本種類株式の価値分析結果の詳細は、下記のとおりであります。

① 本種類株式の価値分析結果については、以下のとおりです。

A種種類株式: 1 株当たり677千円~718千円 B種種類株式: 1 株当たり933千円~944千円

C種種類株式: 1株当たり1,051千円~1,060千円

② 採用数値の概要

株価:56円(平成26年5月22日の東京証券取引所における終値)

普通株式配当利回り:0.0%(直近の配当実績に基づき算出)

株価変動率:35%(想定権利行使期間に対応した直近期間の株価情報を週次観察して算出)

無リスク利子率: 0.2% (想定権利行使期間に対応した日本国債の利回りを採用)

流動性割引:5% (株式の流動性考慮)

③ 採用した評価モデル

C種種類株式については、3年後に当社による金銭を対価とする取得条項の発

動を受けて、割当予定先が金銭およびD種種類株式を対価とする取得請求権の行使を検討するとともに、D種種類株式の取得請求権を行使の結果取得した当社普通株式については市場環境を見ながら適宜売却するものとして、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

B種種類株式については、C種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

A種種類株式については、B種種類株式およびC種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるPwCによる本価値分析報告書における上記評価結果等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を21,740株、B種種類株式を5,759株、C種種類株式を10,000株発行することにより、総額37,499,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又はC種種類株式の金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権により交付されるD種種類株式の普通株式又は普通株式及び金銭を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、A種種類株式で最大で議決権数621,142個、B種種類株式で最大で議決権数164,542個、C種種類株式で最大で議決権数828,714個の普通株式が交付されることになり、全てを合計すると平成26年3月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である574,623個に対する割合は約186.5%となります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることになりますが、①本種類株式の発行による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②C種種類株式の引受契約書において、転換制限解除事由が発生しない限り、平成29年7月31日まではIISは普通

株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、また、転換制 限解除事由が発生した場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨 の通知をした場合に限り、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使で きる旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造改革の 実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成27年 8月1日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項を発動する ことにより、平成29年7月31日以降原則として行使可能となる普通株式を対価とす る取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、③A種種 類株式については平成32年7月31日以降に、B種種類株式については平成30年7月 31日以降に、普通株式を対価とする取得請求権が行使可能となる(B種種類株式に ついては、平成30年7月31日以降平成32年7月30日までの間はC種種類株式及びD 種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成32 年7月31日以降はそのような制限なく行使可能です。)のに対し、金銭を対価とす る取得条項はいつでも(B種種類株式についてはC種種類株式及びD種種類株式が、 A種種類株式についてはB種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式が、それぞ れ自己株式を除き発行されていない限り)発動可能であり、当社の判断により、A 種種類株式及びB種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取 得請求権の行使による希薄化の発生を防止することが可能な設計がなされているこ と、④本種類株式及びD種種類株式に関する普通株式を対価とする取得請求権につ いて修正後の取得価額に下限を設定していること等により、希薄化によって既存株 主の皆様に生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このよう な観点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理 的であると判断しております。

(4) 本定時株主総会に付議する理由

上記(2)に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しておりますが、種類株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、会社法第199条第2項及び第200条に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

なお、本種類株式の発行は、第1号議案「定款一部変更の件」に基づく定款変更 及び本種類株式の発行に係る議案が本定時株主総会で承認が得られることを条件と しています。

2. 募集事項の内容

- (1) A種種類株式
 - (a) 募集株式の種類 A種種類株式
 - (b) 募集株式の数 21,740株
 - (c) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円
 - (d) 増加する資本金及び資本準備金

資本金

10,870,000,000円 (1株につき、500,000円) 資本準備金 10,870,000,000円 (1株につき、500,000円)

(e) 払込金額の総額 21,740,000,000円

(f) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社三菱東京UF I 銀行に21,740株を割り当て ます。

(g) A種種類株式の内容

A種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参 照ください。

(2) B種種類株式

- (a) 募集株式の種類 B種種類株式
- (b) 募集株式の数 5,759株
- (c) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円

(d) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 2,879,500,000円 (1株につき、500,000円)

資本準備金 2,879,500,000円 (1株につき、500,000円)

(e) 払込金額の総額

5,759,000,000円

(f) 発行方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てます。

株式会社みずほ銀行

3,635株

三菱UF J 信託銀行株式会社 2,124株

(g) B種種類株式の内容

B種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参 照ください。

(3) C種種類株式

(a) 募集株式の種類

C種種類株式

(b) 募集株式の数

10,000株

(c) 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

(d) 増加する資本金及び資本準備金

資本金

5,000,000,000円(1株につき、500,000円)

資本準備金

5,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

(e) 払込金額の総額 10,000,000,000円

(f) 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 壱号投資事業有限責任組合に10,000株を割り当てます。

(g) C種種類株式の内容

C種種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

×	₹